

令和3年3月3日開催

於：真田総合福祉センター2F大会議室

令和2年度

第81回通常総代会議案

長野県神川沿岸土地改良区

(水土里^{みどり}ネット神川)

令和2年度 第81回通常総代会 次 第

日 時 令和3年3月3日（火）午後2時
場 所 真田総合福祉センター2F大会議室

1. 開 会
2. 理事長挨拶
3. 議長選任
4. 議長就任挨拶
5. 議事録記名人の指名及び書記の任命
6. 議 事 別冊 議案集のとおり
7. 報告事項等
 - ・その他
8. 閉 会

目 次 (1)

議案番号	件 名	ページ
議案第1号	令和元年度 事業報告及び一般会計、特別会計（農地転用決済金・職員退職給与金・左岸幹線水路並びに吉田堰水門維持管理費積立金）歳入歳出決算並びに財産目録の承認について 監査報告	1 18
議案第2号	長野県神川沿岸土地改良区定款の一部改正（案）について	19
議案第3号	長野県神川沿岸土地改良区会計細則の全部改正（案）について	26
議案第4号	長野県神川沿岸土地改良区 神川左岸幹線用水頭首工管理規程の制定（案）について	38
議案第5号	長野県神川沿岸土地改良区 山吹堰頭首工管理規程の制定（案）について	40
議案第6号	長野県神川沿岸土地改良区 内ノ原堰頭首工管理規程の制定（案）について	42
議案第7号	長野県神川沿岸土地改良区 窪・小西堰頭首工管理規程の制定（案）について	44
議案第8号	長野県神川沿岸土地改良区 横尾堰頭首工管理規程の制定（案）について	46
議案第9号	長野県神川沿岸土地改良区 吉田堰頭首工管理規程の制定（案）について	48
議案第10号	長野県神川沿岸土地改良区 堀越堰頭首工管理規程の制定（案）について	50
議案第11号	長野県神川沿岸土地改良区 新屋堰頭首工管理規程の制定（案）について	52
議案第12号	長野県神川沿岸土地改良区 林之郷堰水頭首工管理規程の制定（案）について	54

目 次 (2)

議案番号	件 名	ページ
議案第13号	長野県神川沿岸土地改良区 岩門堰頭首工管理規程の 制定 (案) について	56
議案第14号	長野県神川沿岸土地改良区 大屋堰頭首工管理規程の 制定 (案) について	58
議案第15号	長野県神川沿岸土地改良区 常田堰頭首工管理規程の 制定 (案) について	60
議案第16号	長野県神川沿岸土地改良区 岩下堰頭首工管理規程の 制定 (案) について	62
議案第17号	長野県神川沿岸土地改良区 久保堰頭首工管理規程の 制定 (案) について	64
議案第18号	土地改良財産の譲受について	66
議案第19号	令和3年度 主な事業計画 (案) について	72
議案第20号	令和3年度賦課金の賦課基準及び賦課徴収 (案) について	73
議案第21号	令和3年度現金の預入先指定 (案) について	74
議案第22号	令和3年度一般会計歳入歳出予算 (案) について	75
議案第23号	令和3年度農地転用決済金特別会計歳入歳出予算 (案) について	80
議案第24号	令和3年度職員退職給与金特別会計歳入歳出予算 (案) について	81
議案第25号	令和3年度左岸幹線水路並びに吉田堰水門維持管理費積立金 特別会計歳入歳出予算 (案) について	82
(参考)	令和3年度 一般会計収支予算書 (複式簿記によるもの)	83

議案第1号

令和元年度事業報告及び一般会計、特別会計（農地転用決済金・職員退職給与金・左岸幹線水路並びに吉田堰水門維持管理費積立金）歳入歳出決算並びに財産目録の承認について

令和元年度長野県神川沿岸土地改良区事業報告及び一般会計、特別会計（農地転用決済金・職員退職給与金・左岸幹線水路並びに吉田堰水門維持管理費積立金）歳入歳出決算並びに財産目録は、次のとおり承認を求める。

令和3年3月3日 提出

令和3年3月 日 議決

長野県神川沿岸土地改良区

理事長 小市邦夫

令和元年度 事業報告

第1. 地区及び組合員の状況（令和2年3月31日現在）

1. 地区面積の状況（単位：ha）

事業別	本年度末	前年度末	比較増減	備考
かんがい排水（田）	823.4	828.0	△ 4.6	
畑地かんがい等	370.9	372.3	△ 1.4	
合計	1,194.3	1,200.3	△ 6.0	

2. 組合員の状況（単位：人）

市別組合員	本年度末	前年度末	比較増減	備考
上田市	2,866	2,875	△ 9	
東御市	871	873	△ 2	
合計	3,737	3,748	△ 11	

第2. 事業の概要

1. 県営かんがい排水事業「菅平地区」

(1) 事業内容 洪水放流施設（クレストゲート）更新工事 水管理制御施設更新工事
小水力発電施設実施設計業務 取水施設改修工事

(2) 事業費内訳 元年度事業費 340,000千円
財源内訳 市分担金 11,452,065円（上田市）
市分担金 5,122,935円（東御市）
改良区 11,050,000円

2. 維持管理適正化事業「堀越堰畑かん地区」

(1) 事業内容 ポンプ施設改修工事負担金
(2) 事業費内訳 元年度事業負担金 1,944千円 受益者分担金 1,944千円
財源内訳 市補助金 1,944千円（上田市）

3. 施設の維持管理

(1) 管内のかんがい施設及び左岸幹線水路外14堰の維持管理については、田植え時期の少雨による水不足の影響があったものの、ダムからの適切な放流調整により農作業への影響はほとんどなく、需要期における水不足等の問題の発生に至る事はなかった。

(2) 菅平ダムの維持管理については、菅平ダム発電管理所と水利用者との連携を取り合いながら適切な運用を図り、円滑な用水の供給が行われた。

(3) 施設の補修等については、内ノ原堰頭首工改修工事、左岸幹線水路漏水処理工事等の改修を行った。さらには新屋野竹地区（新屋堰）については県単農業農村基盤整備事業において畑かん改修工事として補助を取り入れて整備した。

(4) 令和元年7月28日20時ごろのゲリラ豪雨により、堰によっては溢水や頭首工付近の土砂堆積があり、市単土地改良事業 応急復旧工事を実施して対処すると同時に上田市に陳情・要望書の提出をしたり現地調査を依頼し実施するなどして善処を要請した。

（単位：円）

工 事 名	事業量	堰組合名	事業費	市補助金	自己資金
農用施設災害復旧工事 （吉田堰地区）	間詰コンクリート工 重力式擁壁工	吉田堰管理組合	645,700	613,000	32,700
農用施設災害復旧工事 （常田堰頭首工地区）	堆積土砂撤去	常田堰水利組合	57,240	54,000	3,240

(5)10月12日～13日の台風19号によりアメダス菅平で総雨量281mmを記録しました。この台風によりほとんどの堰で被災し、激甚災害法の指定を受け仮復旧を含め災害復旧工事が実施されるとともに上田市や上田建設事務所へ陳情・要望書を提出、また現地調査を実施して善処を要請した。また、自己資金に係る部分については、当土地改良区で補助した。

なお、本格復旧は平成2年秋以降となる。

(単位：円)

工 事 名	事 業 量	堰組合	事業費	自己資金
国庫補助災害復旧事業 頭首工復旧工事(丸山地区)	頭首工復旧工事 ・排土工 V=371m ³	左岸水路運営協議会	4,323,000	21,615
市営災害復旧事業 頭首工復旧工事(山吹地区)	頭首工復旧工事 ・河道掘削 N=1式	山吹堰水路組合	220,000	3,000
国庫補助災害復旧事業 頭首工復旧工事(戸沢1地区)	頭首工復旧工事 ・排土工 V=10m ³	横尾堰水路組合	363,000	1,815
国庫補助災害復旧事業 水路復旧工事(戸沢2地区)	水路復旧工事 ・排土工 V=114m ³	横尾堰水路組合	946,000	4,730
市営災害復旧事業 頭首工復旧工事(横尾地区)	頭首工復旧工事 ・付帯施設工 N=1式	横尾堰水路組合	176,000	2,000
国庫補助災害復旧工事 頭首工応急復旧工事(大屋堰地区)	頭首工応急復旧工 L=80.3m ・導水路排土工 L=30.3m V=70m ³ ・導流水路工 L=50.0m	大屋堰水利組合	616,000	3,080
国庫補助災害復旧工事 頭首工応急復旧工事(岩下堰地区)	頭首工応急復旧工 L=170.6m ・堆積土砂撤去 L=170.6m	岩下堰水利組合	363,000	1,815
国庫補助災害復旧工事 頭首工応急復旧工事(常田堰地区)	頭首工応急復旧工事 ΣL=385.0m 導流水路掘削工 L=200m V=680m ³ 導水路排土工L=45.0mV=36m ³ 管水路工L=140.0m	常田堰水利組合	12,210,000	61,050
国庫補助災害復旧工事 頭首工応急復旧工事(堀越堰地区)	災害復旧工事 ・排土工 V=345m ³	堀越堰水利組合	726,000	3,630
市営災害復旧事業 頭首工復旧工事(林之郷地区)	頭首工復旧工 L=240.0m ・導水路掘削工L=190.0m V=858m ³ ・堆積土砂撤去工L=50.0m V=25. m ³	林之郷水利組合	1,265,000	12,650
市営災害復旧事業 頭首工復旧工事(岩門堰地区)	災害復旧工 L=70.0m 河道掘削 L=70.0m	岩門堰水利組合	363,000	3,630
市単災害復旧事業 水路復旧工事(岩門堰地区)	水路土砂撤去 L=40.0m 管理道路土砂撤去 L=130.0m	岩門堰水利組合	478,500	5,500
市単災害復旧事業 水路復旧工事(大屋堰地区)	欠損支障木伐採工 N=2本	大屋堰水利組合	39,000	1,000
合 計		13 件	22,088,500	125,515

第3. 事務等の経過

1. 総代会の開催状況

・第80回通常総代会

(1)開催日時 令和元年3月10日 午後2時から

(2)開催場所 真田中央公民館 大ホール

(3)出席者数 現在員数77人 出席者数67人 書面による議決者10人 議決不参加者0人

議決参加率100%

(4)議事事項

- 議案第1号 平成30年度事業報告及び一般会計、特別会計（農地転用決済金・職員退職給与金・左岸幹線水路並びに吉田堰水門維持管理費積立金）歳入歳出決算並びに財産目録の承認について
監査報告
- 議案第2号 令和元年度一般会計歳入歳出補正予算（第1回）の専決処分の承認について
- 議案第3号 令和元年度農地転用決済金特別会計歳入歳出補正予算（第1回）の専決処分の承認について
- 議案第4号 長野県神川沿岸土地改良区定款の一部改正（案）について
- 議案第5号 長野県神川沿岸土地改良区総代選挙規程の制定について
- 議案第6号 長野県神川沿岸土地改良区役員選任規程の一部改正（案）について
- 議案第7号 長野県神川沿岸土地改良区規約の一部改正（案）について
- 議案第8号 長野県神川沿岸土地改良区利水調整規程の制定について
- 議案第9号 長野県神川沿岸土地改良区監査細則の全部改正（案）について
- 議案第10号 令和2年度 主な事業計画（案）について
- 議案第11号 令和2年度賦課金の賦課基準及び賦課徴収（案）について
- 議案第12号 令和2年度現金の預入先指定（案）について
- 議案第13号 令和2年度一般会計歳入歳出予算（案）について
- 議案第14号 令和2年度農地転用決済金特別会計歳入歳出予算（案）について
- 議案第15号 令和2年度職員退職給与金特別会計歳入歳出予算（案）について
- 議案第16号 令和2年度左岸幹線水路並びに吉田堰水門維持管理費積立金特別会計歳入歳出予算（案）について

上記の16議案について審議、全議案とも原案どおり承認及び可決されました。

2. 理事会の開催状況

第1回理事会

(1)開催日時 平成31年4月23日（火） 午後3時00分から

(2)開催場所 真田地域自治センター 3階 講堂

(3)出席者数 現在員数12人 出席者数12人 欠席者0人

(4)議事事項

議案第1号 長野県神川沿岸土地改良区利水調整規定の制定について

議案第2号 未納賦課金の滞納処分請求書の提出、並びに滞納処分執行理事の選任について

- ・ 東御市御堂ワイン用ぶどう団地への左岸水路水供給について
- ・ 研修旅行の日程について
- ・ 平成30年度賦課金の収納状況について

第2回理事会

- (1)開催日時 令和元年7月23日(火) 午後2時00分
(2)開催場所 真田地域自治センター 3階 講堂
(3)出席者数 現在員数12人 出席者数10人 欠席者2人
(4)議事事項
議案第3号 平成30年度事業報告及び一般会計・特別会計決算について
議案第4号 不納欠損処理について
議案第5号 長野県神川沿岸土地改良区総代選挙規程の制定について
- ・左岸水路運営協議会 副会長の荻原一徳氏への感謝状贈呈について
 - ・役員研修旅行の日程及び行程、費用等について
 - ・県知事認可(令和元年6月14日付)滞納処分の経過について
 - ・今後の滞納整理の取組みについて

第3回理事会

- (1)開催日時 令和元年10月17日(火) 午後2時00分
(2)開催場所 真田地域自治センター 3階 301会議室
(3)出席者数 現在員数12人 出席者数12人 欠席者0人
(4)議事事項
議案第6号 土地改良区役員選任規程の一部改正(案)について
議案第7号 土地改良区監査細則の全部改正(案)について
- ・菅平ダム管理協定に係る管理費負担割合の再検討について
 - ・吉田堰の抜本的治水対策について
 - ・農地利用計画変更に係る土地改良区の意見について
 - ・土地改良区検査に係る結果について
 - ・台風19号(10月12日)に係る各堰頭首工の被害状況について
 - ・役員視察研修について 10月29日(火)-30日(水)

第4回理事会

- (1)開催日時 令和元年12月18日(水) 午前11時
(2)開催場所 真田地域自治センター 3階 講堂
(3)出席者数 現在員数12人 出席者数11人 欠席者1人
(4)議事事項
議案第8号 土地改良区定款の一部改正(案)について
議案第9号 土地改良区規約の一部改正(案)について
- ・台風19号台風に係る頭首工工事分担金について
 - ・吉田堰の抜本的治水対策に関する要望書について
 - ・令和元年度賦課金の収納状況及び意見交換について
 - ・役員研修費用の精算について
 - ・台風19号(10月12日)に係る被災状況と今後の予定について

第5回理事会

- (1)開催日時 令和2年2月7日(金) 午後2時00分
(2)開催場所 真田地域自治センター 3階 講堂
(3)出席者数 現在員数12人 出席者数10人 欠席者2人
(4)議事事項
議案第10号 令和元年度一般会計歳入歳出補正予算(第1回)専決処分について
議案第11号 令和元年度農地転用決済金特別会計歳入歳出補正予算(第1回)専決処分について
議案第12号 土地原簿及び賦課金徴収原簿の整理について
議案第13号 不納欠損処理について
議案第14号 令和元年度 第80回 総代会議案(案)について

(5) 報告事項

- ・ 令和2年度 事業計画と一般会計、農地転用決済金特別会計、職員退職給与金特別会計、水門維持管理費積立金特別会計予算(案)について
- ・ 平成元年度 予算の執行状況について
- ・ 賦課金の収納状況について
- ・ 令和元年度 第80回 通常総代会について
- ・ 陳情・要望活動について【改良区(吉田堰)→市長 新屋堰→改良区2件】

3. 監事会の開催状況

第1回監事会

- (1)開催日時 令和元年7月9日 午後2時00分から
- (2)開催場所 真田地域自治センター 3F 会議室
- (3)出席者数 現在員数3人 出席者数3人 欠席者0人
- (4)議事事項
 - ・ 平成元年度監査計画について
 - ・ 平成30年度事業報告及び一般会計・特別会計歳入歳出決算監査について

第1回監査

- (1)開催日時 令和元年7月9日 午後3時00分から
- (2)開催場所 真田地域自治センター 3F 会議室
- (3)出席者数 現在員数3人 出席者数3人 欠席者0人
- (4)監査事項
 - ・ 平成30年度事業報告並びに一般会計・特別会計決算監査
 - ・ 令和元年度予算執行状況及び資金状況監査

第2回監事会

- (1)開催日時 令和2年2月4日 午後2時00分から
- (2)開催場所 真田地域自治センター 3F 会議室
- (3)出席者数 現在員数3人 出席者数3人 欠席者0人
- (4)議事事項
 - ・ 平成元年度一般会計・特別会計補正予算(案)について
 - ・ 令和2年度一般会計・特別会計予算(案)について
 - ・ 令和元年度予算執行状況及び資金状況について

第2回監査

- (1)開催日時 令和2年2月4日 午後3時00分から
- (2)開催場所 真田地域自治センター 3F 会議室
- (3)出席者数 現在員数3人 出席者数3人 欠席者0人
- (4)監査事項
 - ・ 令和元年度予算執行状況及び資金状況監査
(令和元年4月1日～令和2年1月31日)

4. 土地改良区関連の諸会議等

日付	会議等及び内容	場所・会場	出席者
H31. 4. 24	堰組合長会議・理事会	真田地域自治センター	理事長・事務局長
R1. 5. 14	神川菅平ダム下流関係機関打合せ会議	真田地域自治センター	事務局長
R1. 5. 16	上田農業再生協議会	県農業共済組合上小支所	理事長
R1. 5. 17	上田市農政推進協議会	上田市役所	理事長
R1. 5. 28	小水力発電打合せ会議	真田地域自治センター	事務局長
R1. 6. 7	吉田堰行沢川水路橋脚対策委員会	豊殿自治センター	理事長・副理事長・事務局長
R1. 6. 11	農業農村基盤整備事業担当者会議	上田合同庁舎	事務局長
R1. 6. 19	笹井農業用水路新設立会	笹井	事務局長
R1. 6. 26	上小理事長会議	塩田自治センター	理事長
R1. 6. 27	東御市農業再生協議会	勤労者会館	理事長
R1. 6. 28	長野県農業開発公社 事業推進会議	上田合同庁舎	事務局長
R1. 7. 1	小水力発電事業計画説明	事務所	事務局長
R1. 7. 9	監事会	真田地域自治センター	理事長・事務局長
R1. 7. 11	令和元年度臨時総会・講演会	長野県土地改良会館	理事長
R1. 7. 19	進藤金日子・宮崎まさお演説会	生島足島神社	理事長
R1. 7. 23	理事会	真田地域自治センター	理事長・事務局長
R1. 9. 5	上田市農業再生協議会	農業共済組合上小支所	理事長
R1. 9. 11	県の土地改良区検査	真田地域自治センター	理事長・事務局長
R1. 9. 17	2協議会合同会議・長野県土地改良区政治連盟総会	長野県土地改良会館	理事長
R1. 10. 17	理事会	真田地域自治センター	理事長・事務局長
R1. 10. 18	左岸幹線運営協議会竣工記念	ラ・ヴェリテ	理事長・事務局長
R1. 10. 24	複式簿記導入促進特別研修会	長野県土地改良会館	事務局長
R1. 10. 29	役員研修旅行（陣内森林公園・石徹白）	長野-岐阜-富山	理事長外13名役員・事務局長
R1. 10. 30	役員研修旅行（庄川沿岸用水土地改良区）	富山-長野	理事長外13名役員・事務局長
R1. 11. 5	災害現況調査	吉田堰・左岸幹線外	理事長・副理事長・事務局長
R1. 11. 27	災害現況調査	林之郷堰・大屋堰外全堰	理事長・副理事長・事務局長
R1. 12. 12	堰組合長会議・理事会	真田地域自治センター	理事長・事務局長
R1. 12. 17	上田農業再生協議会	農業共済組合上小支所	理事長
R2. 1. 6	上田市挨拶・陳情	上田市役所 市長室	理事長他理事2名・事務局長
R2. 2. 4	監事会	真田地域自治センター	理事長・事務局長
R2. 2. 7	理事会	真田地域自治センター	理事長・事務局長
R2. 2. 8	塩田平土地改良区50年式典	塩田文化会館	理事長・事務局長
R2. 2. 12	長野県受益農地管理強化委員会他	長野県土地改良会館	理事長
R2. 2. 13	農業農村整備事業等に関する説明会	長野県土地改良会館	事務局長
R2. 2. 17	土地改良区理事長会議	大手町会館	理事長・事務局長
R2. 2. 18	東御市農業再生協議会	東部人権啓発センター	理事長
R2. 2. 25	吉田堰視察（上田市長）	吉田堰沿線視察	理事長他理事2名・事務局長
R2. 3. 9	上田市陳情・要望書提出	上田市役所 応接	理事長・事務局長
R2. 3. 10	通常総代会	真田中央公民館	理事・監事・総代・事務局
R2. 3. 25	建設事務所要望活動	上田建設事務所 所長室	理事長・堰組合長・副理事長
R2. 3. 27	左岸幹線水路運営協議会総会	和コミュニティセンター	理事長・事務局長・事務局

第4. 経理の状況

1. 賦課金の納入状況

(単位：円)

	経常賦課金	特別賦課金	合計	備考
賦課額	11,964,130	14,684,470	26,648,600	
納入済額	11,811,090	14,498,050	26,309,140	
未納額	153,040	186,420	339,460	
徴収率 (%)	98.7	98.7	98.7	

2. 農地転用取扱状況 (平成31年4月1日から令和2年3月31日)

受理件数	125件	
転用面積	5.96ha	田 4.52ha
		畑 1.44ha
決済金	2,978千円	

令和元年度 長野県神川沿岸土地改良区一般会計歳入歳出決算書

歳入決算額	金	71,491,775 円
歳出決算額	金	53,079,721 円
次期繰越額		
	金	18,412,054 円

歳 入 歳 出 決 算 総 括 表

1. 歳入の部

差異欄の△印は予算額に対しての増額（単位：円）

科 目	予算額	決算額	差 異	附 記
1. 組合費	25,818,000	26,309,140	△ 491,140	
2. 補助金	10,484,000	11,357,000	△ 873,000	
3. 分担金	1,099,000	600,000	499,000	
4. 繰入金	11,052,000	4,050,000	7,002,000	
5. 雑収入	337,000	702,989	△ 365,989	
6. 過年度収入	100,000	394,910	△ 294,910	
7. 交付金	8,880,000	8,880,000	0	
8. 繰越金	6,962,000	19,197,736	△ 12,235,736	
歳 入 合 計	64,732,000	71,491,775	△ 6,759,775	

2. 歳出の部

差異欄は予算額に対しての不用額（単位：円）

科 目	予算額	決算額	差 異	附 記
1. 事務費	14,490,000	13,230,409	1,259,591	
2. 選挙費	6,000	0	6,000	
3. 事務所費	380,000	285,649	94,351	
4. 財産費	2,901,000	2,831,059	69,941	
5. 負担金及び分担金	16,593,000	13,033,390	3,559,610	
6. 維持管理費	28,809,000	23,290,317	5,518,683	
7. 諸支出金	553,000	408,897	144,103	
8. 予備費	1,000,000	0	1,000,000	
歳 出 合 計	64,732,000	53,079,721	11,652,279	

歳入歳出計算書

1. 歳入の部

(単位：円)

科 目		予 算 現 額①			決 算 額 ②	差 異 ①-②	附 記
		当初予算額	補 正 額	計			
1.	組合費	25,818,000		25,818,000	26,309,140	△ 491,140	
	1. 賦課金	25,818,000		25,818,000	26,309,140	△ 491,140	
	1. 経常賦課金	11,590,000		11,590,000	11,811,090	△ 221,090	経常 1,000円/10 a ダム費 1,000円/10 a 左岸 600円/10 a 吉田堰 300円/10 a
	2. 特別賦課金	14,228,000		14,228,000	14,498,050	△ 270,050	
2.	補助金	10,484,000		10,484,000	11,357,000	△ 873,000	
	1. 補助金	10,484,000		10,484,000	11,357,000	△ 873,000	
	1. 県補助金	2,400,000		2,400,000	2,400,000	0	
	2. 市経常補助金	3,140,000		3,140,000	3,143,000	△ 3,000	上田市 2,023千円 東御市 1,120千円
	3. 市事業補助金	4,944,000		4,944,000	5,814,000	△ 870,000	上田市
3.	分担金	3,100,000	△ 2,001,000	1,099,000	600,000	499,000	
	1. 分担金	3,100,000	△ 2,001,000	1,099,000	600,000	499,000	
	1. 分担金	3,100,000	△ 2,001,000	1,099,000	600,000	499,000	
4.	繰入金	16,251,000	△ 5,199,000	11,052,000	4,050,000	7,002,000	
	1. 繰入金	16,251,000	△ 5,199,000	11,052,000	4,050,000	7,002,000	
	1. 農地転用決済金 会計繰入金	16,249,000	△ 5,199,000	11,050,000	4,050,000	7,000,000	
	2. 左岸幹線繰入金	1,000		1,000	0	1,000	
	3. 吉田堰繰入金	1,000		1,000	0	1,000	
5.	雑収入	337,000		337,000	702,989	△ 365,989	
	1. 雑収入	337,000		337,000	702,989	△ 365,989	
	1. 加入金	1,000		1,000	0	1,000	
	2. 預金利子	1,000		1,000	5,005	△ 4,005	
	3. 賦課金督促手数料 及び延滞金	50,000		50,000	174,749	△ 124,749	
	4. その他収入	285,000		285,000	523,235	△ 238,235	御堂防除水使用料 水路敷占有料他
6.	過年度収入	100,000		100,000	394,910	△ 294,910	
	1. 未収賦課金	100,000		100,000	394,910	△ 294,910	
	1. 26年度以前 賦課金	10,000		10,000	9,830	170	
	2. 27年度賦課金	10,000		10,000	80,420	△ 70,420	
	3. 28年度賦課金	10,000		10,000	81,730	△ 71,730	
	4. 29年度賦課金	10,000		10,000	94,870	△ 84,870	
	5. 30年度賦課金	60,000		60,000	128,060	△ 68,060	
7.	交付金	8,880,000		8,880,000	8,880,000	0	
	1. 県交付金	8,880,000		8,880,000	8,880,000	0	
	1. 水門管理交付金	8,880,000		8,880,000	8,880,000	0	県企業局
8.	繰越金	6,962,000		6,962,000	19,197,736	△ 12,235,736	
	1. 繰越金	6,962,000		6,962,000	19,197,736	△ 12,235,736	
	1. 繰越金	6,962,000		6,962,000	19,197,736	△ 12,235,736	
歳 入 合 計		71,932,000	△ 7,200,000	64,732,000	71,491,775	△ 6,759,775	

2. 歳出の部

差異欄は予算に対しての不用額（単位：円）

科 目		予 算 現 額①			決 算 額 ②	差 異 ①-②	附 記
款	項 目	当初予算額	補正流用額	計			
	1. 事務費	14,490,000		14,490,000	13,230,409	1,259,591	
	1. 事務費	12,672,000		12,672,000	11,755,882	916,118	
	1. 役員報酬	1,060,000		1,060,000	1,060,000	0	理事・監事15人
	2. 給与及び賃金	6,550,000		6,550,000	6,187,200	362,800	職員3人等
	3. 旅 費	500,000		500,000	489,934	10,066	役員研修旅費
	4. 諸手当	1,170,000		1,170,000	1,165,206	4,794	職員3人
	5. 総代手当	486,000		486,000	486,000	0	総代81人（代理含む）
	6. 実費弁償費	850,000		850,000	705,160	144,840	理事・監事・堰組合長
	7. 備品費	300,000		300,000	298,856	1,144	サーバー入替
	8. 消耗品費	150,000		150,000	128,654	21,346	
	9. 印刷費	350,000		350,000	256,831	93,169	封筒・区報
	10. 通信運搬費	300,000		300,000	177,080	122,920	郵送料・電話料外
	11. 理事長交際費	60,000		60,000	52,383	7,617	慶弔費
	12. 役員会議費	50,000		50,000	10,887	39,113	
	13. 食糧費	20,000		20,000	17,400	2,600	
	14. 情報宣伝費	20,000		20,000	0	20,000	
	15. 研修及び厚生費	50,000		50,000	12,000	38,000	
	16. 委託料	350,000		350,000	346,497	3,503	会計ソフト等保守管理
	17. 雑 費	80,000		80,000	57,908	22,092	
	18. 燃料費	50,000		50,000	30,524	19,476	
	19. 使用料及び賃借料	276,000		276,000	273,362	2,638	コピー機リース料等
	2. 諸 費	1,320,000		1,320,000	1,200,682	119,318	
	1. 年金及び保険料	1,320,000		1,320,000	1,200,682	119,318	職員3人
	3. 総代会費	498,000		498,000	273,845	224,155	
	1. 会議費	5,000		5,000	0	5,000	
	2. 実費弁償費	203,000		203,000	177,500	25,500	総代会 3/10
	3. 消耗品費	20,000		20,000	2,475	17,525	
	4. 印刷費	200,000		200,000	68,200	131,800	総代会議案集他
	5. 通信運搬費	50,000		50,000	25,670	24,330	
	6. 雑 費	20,000		20,000	0	20,000	

科 目		予 算 現 額①			決 算 額 ②	差 異 ①-②	附 記
款	項 目	当初予算額	補正流用額	計			
	2. 選挙費	6,000		6,000	0	6,000	総代選挙費
	1. 総代選挙費	6,000		6,000	0	6,000	
	1. 報酬	1,000		1,000	0	1,000	
	2. 職員手当	1,000		1,000	0	1,000	
	3. 旅 費	1,000		1,000	0	1,000	
	4. 需用費	1,000		1,000	0	1,000	
	5. 役務費	1,000		1,000	0	1,000	
	6. 使用料及び賃借料	1,000		1,000	0	1,000	
	3. 事務所費	380,000		380,000	285,649	94,351	
	1. 管理費	380,000		380,000	285,649	94,351	
	1. 賃借料	10,000		10,000	0	10,000	
	2. 修繕料	120,000		120,000	77,660	42,340	
	3. 光熱費	250,000		250,000	207,989	42,011	事務所経費
	4. 財産費	2,901,000		2,901,000	2,831,059	69,941	
	1. 退職給与金繰出金	50,000		50,000	50,000	0	
	1. 退職給与金繰出金	50,000		50,000	50,000	0	
	2. 維持管理費繰出金	2,850,000		2,850,000	2,781,059	68,941	
	1. 左岸幹線繰出金	2,100,000		2,100,000	2,081,006	18,994	
	2. 吉田堰繰出金	750,000		750,000	700,053	49,947	
	3. 転用決済金繰出金	1,000		1,000	0	1,000	
	1. 転用決済金繰出金	1,000		1,000	0	1,000	
	5. 負担金及び分担金	22,793,000	△ 6,200,000	16,593,000	13,033,390	3,559,610	
	1. 負担金	100,000		100,000	12,390	87,610	
	1. 諸負担金	100,000		100,000	12,390	87,610	長土連他
	2. 分担金	22,693,000	△ 6,200,000	16,493,000	13,021,000	3,472,000	
	1. 事業分担金	22,693,000	△ 6,200,000	16,493,000	13,021,000	3,472,000	かん排事業県分担金他

科 目		予 算 現 額①			決 算 額 ②	差 異 ①-②	附 記	
款	項	目	当初予算額	補正流用額				計
6. 維持管理費			29,809,000	△ 1,000,000	28,809,000	23,290,317	5,518,683	
1. 管理費			27,809,000		27,809,000	23,290,317	4,518,683	
1. 管平ダム 管理費負担金			12,639,000		12,639,000	11,799,353	839,647	県企業局
2. 水門管理費			4,020,000		4,020,000	4,019,900	100	各堰組合
3. 水路等補修費			3,000,000		3,000,000	1,359,305	1,640,695	災害復旧費他
4. 工事請負費			8,000,000		8,000,000	5,973,000	2,027,000	県単畑かん改修工事 (新屋野竹地区)
5. 消耗品費			120,000		120,000	108,833	11,167	
6. 役務費			30,000		30,000	29,926	74	
2. 委託料			2,000,000	△ 1,000,000	1,000,000	0	1,000,000	
1. 委託料			2,000,000	△ 1,000,000	1,000,000	0	1,000,000	
7. 諸支出金			553,000		553,000	408,897	144,103	
1. 手数料			350,000		350,000	300,121	49,879	
1. 賦課金徴収手数料			350,000		350,000	300,121	49,879	金融機関・総代他
2. 雑支出金			203,000		203,000	108,776	94,224	
1. 事業推進費			100,000		100,000	78,300	21,700	
2. 賦課金徴収促進費			63,000		63,000	0	63,000	
3. 雑支出			40,000		40,000	30,476	9,524	
8. 予備費			1,000,000		1,000,000	0	1,000,000	
1. 予備費			1,000,000		1,000,000	0	1,000,000	
1. 予備費			1,000,000		1,000,000	0	1,000,000	
歳 出 合 計			71,932,000	△ 7,200,000	64,732,000	53,079,721	11,652,279	

令和元年度 長野県神川沿岸土地改良区特別会計歳入歳出決算書

(農地転用決済金特別会計)

歳入決算額 金 69,511,960 円

歳出決算額 金 4,050,000 円

次期繰越額 金 65,461,960 円

歳 入 歳 出 計 算 書

1. 歳入の部

差異欄の△印は予算に対する増額 (単位:円)

科 目			予 算 現 額 ①			決 算 額 ②	差 異 ①-②	附 記
款	項	目	当初予算額	補正額	計			
1. 決済金			1,000,000		1,000,000	2,978,200	△ 1,978,200	
	1. 決済金		1,000,000		1,000,000	2,978,200	△ 1,978,200	125件・5.96ha
		1. 農地転用決済金	1,000,000		1,000,000	2,978,200	△ 1,978,200	
2. 繰入金			1,000		1,000	0	1,000	
	1. 繰入金		1,000		1,000	0	1,000	
		1. 一般会計繰入金	1,000		1,000	0	1,000	
3. 雑収入			10,000		10,000	0	10,000	
	1. 雑収入		10,000		10,000	0	10,000	
		1. 預金利子その他	10,000		10,000	0	10,000	
4. 繰越金			58,016,000		58,016,000	66,533,760	△ 8,517,760	
	1. 繰越金		58,016,000		58,016,000	66,533,760	△ 8,517,760	
		1. 前年度繰越金	58,016,000		58,016,000	66,533,760	△ 8,517,760	
歳 入 合 計			59,027,000		59,027,000	69,511,960	△ 10,484,960	

2. 歳出の部

差異欄は予算に対するの不用額 (単位:円)

科 目			予 算 現 額 ①			決 算 額 ②	差 異 ①-②	附 記
款	項	目	当初予算額	補正額	計			
1. 繰出金			16,249,000	△ 5,199,000	11,050,000	4,050,000	7,000,000	
	1. 繰出金		16,249,000	△ 5,199,000	11,050,000	4,050,000	7,000,000	
		1. 一般会計繰出金	16,249,000	△ 5,199,000	11,050,000	4,050,000	7,000,000	
2. 予備費			42,778,000	5,199,000	47,977,000	0	47,977,000	
	1. 予備費		42,778,000	5,199,000	47,977,000	0	47,977,000	
		1. 予備費	42,778,000	5,199,000	47,977,000	0	47,977,000	
歳 出 合 計			59,027,000		59,027,000	4,050,000	54,977,000	

令和元年度 長野県神川沿岸土地改良区特別会計歳入歳出決算書

(職 員 退 職 給 与 金 特 別 会 計)

歳入決算額	金	700,383 円
歳出決算額	金	0 円
次期繰越額	金	700,383 円

歳 入 歳 出 計 算 書

1. 歳入の部

差異欄の△印は予算に対しての増額（単位：円）

科 目			予 算 現 額①			決 算 額 ②	差 異 ①-②	附 記
款	項	目	当初予算額	補正額	計			
	1.	繰入金	50,000		50,000	50,000	0	
		1. 繰入金	50,000		50,000	50,000	0	
		1. 一般会計繰入金	50,000		50,000	50,000	0	毎年度同額
	2.	繰越金	650,000		650,000	650,383	△ 383	
		1. 繰越金	650,000		650,000	650,383	△ 383	
		1. 前年度繰越金	650,000		650,000	650,383	△ 383	
		歳 入 合 計	700,000		700,000	700,383	△ 383	

2. 歳出の部

差異欄は予算に対しての不用額（単位：円）

科 目			予 算 現 額①			決 算 額 ②	差 異 ①-②	附 記
款	項	目	当初予算額	補正額	計			
	1.	退職給与金	700,000		700,000	0	700,000	
		1. 退職給与金	700,000		700,000	0	700,000	
		1. 職員退職給与金	700,000		700,000	0	700,000	
		歳 出 合 計	700,000		700,000	0	700,000	

令和元年度 長野県神川沿岸土地改良区特別会計歳入歳出決算書
(左岸幹線水路並びに吉田堰水門維持管理費積立金特別会計)

歳入決算額	金	14,727,362 円	内訳	
歳出決算額	金	0 円	左岸水路	6,046,820
次期繰越額	金	14,727,362 円	吉田堰	8,680,542

歳 入 歳 出 計 算 書

1. 歳入の部

差異欄の△印は予算に対しての増額 (単位:円)

科 目			予 算 現 額 ①			決 算 額 ②	差 異 ①-②	附 記
款	項	目	当初予算額	補正額	計			
1. 繰入金			2,850,000		2,850,000	2,781,059	68,941	
	1. 繰入金		2,850,000		2,850,000	2,781,059	68,941	
		1. 左岸幹線水路	2,100,000		2,100,000	2,081,006	18,994	
		2. 吉田堰	750,000		750,000	700,053	49,947	
2. 繰越金			11,943,000		11,943,000	11,946,303	△ 3,303	
	1. 繰越金		11,943,000		11,943,000	11,946,303	△ 3,303	
		1. 左岸幹線水路	3,965,000		3,965,000	3,965,814	△ 814	
		2. 吉田堰	7,978,000		7,978,000	7,980,489	△ 2,489	
歳 入 合 計			14,793,000	0	14,793,000	14,727,362	65,638	

2. 歳出の部

科 目			予 算 現 額 ①			決 算 額 ②	差 異 ①-②	附 記
款	項	目	当初予算額	補正額	計			
1. 繰出金			2,000		2,000	0	2,000	
	1. 繰出金		2,000		2,000	0	2,000	
		1. 左岸幹線水路	1,000		1,000	0	1,000	
		2. 吉田堰	1,000		1,000	0	1,000	
2. 維持管理費			14,791,000		14,791,000	0	14,791,000	
	1. 管理費		14,791,000		14,791,000	0	14,791,000	
		1. 左岸幹線水路	6,064,000		6,064,000	0	6,064,000	
		2. 吉田堰	8,727,000		8,727,000	0	8,727,000	
歳 出 合 計			14,793,000	0	14,793,000	0	14,793,000	

令和元年度 財産目録

令和2年3月31日現在 「令和2年5月31日調製」 単位：円

資 産			負 債		
摘 要	金 額		摘 要	金 額	
1. 流動資産		19,339,899	1. 長期負債		0
(1) 現金及び預金	18,422,054		(1) 農林漁業資金 (日本政策金融公庫)		
一般会計	18,422,054				
現金	10,000				
預金(農協他)	18,412,054		2. 流動負債		0
★			(1) 流動負債		
(2) 未収賦課金	917,845	207人			
平成27年度以前	92,805	26人	3. 固定負債		80,889,705
平成28年度	114,660	27人	(1) 農地転用決済金	65,461,960	
平成29年度	152,220	36人	(2) 職員退職給与金	700,383	
平成30年度	218,700	52人	(3) 水門維持管理費積立金	14,727,362	
令和元年度	339,460	66人			
2. 特定資産		80,889,705			
農地転用決済金	65,461,960				
預金(農協他)	65,461,960				
職員退職給与金	700,383				
預金(農協)	700,383				
水門維持管理費積立金	14,727,362				
預金(農協)	14,727,362				
3. 出資金		1,000			
(1) 信州うえだ農協	1,000				
4. 固定資産		355,089			
(1) 備品	355,089				
公用車	1				
机・いす 6点	6				
書棚 20点	355,080				
応接セット	1				
事務機(パソコン外)	1				
資産合計		100,585,693	負債合計		80,889,705

【参考】
★前々年の未収金
(2)未収賦課金 1,546,770円 312人
 平成25年度 276,560 51
 平成26年度 268,060 52
 平成27年度 270,180 64
 平成28年度 307,470 62
 平成29年度 424,500 83

監 査 報 告 書

長野県神川沿岸土地改良区定款第30条の規定により、令和2年7月7日に令和元年度長野県神川沿岸土地改良区の一般会計及び特別会計（農地転用決済金・職員退職給与金・左岸幹線水路並びに吉田堰水門維持管理費積立金）の歳入歳出決算並びに業務運営・事業報告・財産目録・証拠書類等について、監査をいたしましたところ正確、適切に処理されていることを認めましたので、本日の総代会にあたり報告致します。

令和3年3月3日

長野県神川沿岸土地改良区

総括監事 池 田 恵 一 ⑩

監 事 清 水 忠 ⑩

監 事 田 中 喜美夫 ⑩

議案第2号

長野県神川沿岸土地改良区 定款の一部改正（案）について

長野県神川沿岸土地改良区 定款第3条のうち別表を、次のとおり一部改正したいので議決を求める。

令和3年3月3日 提出

令和3年3月 日 議決

長野県神川沿岸土地改良区

理事長 小市邦夫

別表(第3条関係)

改正後	
市区域名	字名等
上田市 (真田町長)	山吹、湯ノ平、上海道、土合、初ノ沢、伯耆、和熊、丸山、中島、内ノ原、細貝、真田、石舟、甲石、山家、十林寺、山崎、雁石、山遠家、四日市、御料、木留場、横尾、蓮台、重附、松葉田、柳又、小西、 <u>城</u>
上田市 (真田町傍陽)	岩本
上田市 (真田町本原)	<u>真田町本原(吉田堰以西)</u>
	表木、堰上、山崎、北町上、町下、東出早、町上、南町上、竹室、田中、石田、ニッ石、殿蔵院、北郷沢、南郷沢、上郷沢、御屋敷、中平、芦ノ沢、小玉、戊子原、花水、下塚、西畝、城満
上田市 (上田)	<u>上田</u>
	<u>常入 常入1丁目</u>
	<u>踏入 1、2丁目</u>
	<u>常田 3丁目</u>
	<u>材木町 1、2丁目</u>
	<u>中央東</u>
	<u>中央西 2丁目</u>
	<u>常磐城、常磐城 3、4、5、6丁目</u>
	<u>緑が丘 3丁目</u>
上田市 (塩尻)	秋和 立石、小福沢、阿能虫、柳内、町裏、後田、石ノ町、山道、中原、八反田、風呂川、親田、鶴巻、亀田、中ノ町
	上塩尻 越田、関所、山崎、一丁田、 <u>六反田</u>

別表(第3条関係)

現 行	
市区域名	字名等
上 田 市 (真田町長)	山吹、湯ノ平、上海道、土合、初ノ沢、伯耆、和熊、丸山、中島、内ノ原、細貝、真田、石舟、甲石、山家、十林寺、山崎、雁石、山遠家、四日市、御料、木留場、横尾、蓮台、重附、松葉田、柳又、小西
上 田 市 (真田町傍陽)	岩本
上 田 市 (真田町本原)	<u>吉田堰以西神川左岸までの全水田及び</u> 表木、堰上、山崎、北町上、町下、東出早、町上、南町上、竹室、田中、石田、ニッ石、殿蔵院、北郷沢、南郷沢、上郷沢、御屋敷、中平、芦ノ沢、小玉、戌子原、花水、下塚、西畝、城満
上 田 市 (上 田)	<u>上田の田</u>
	<u>常入 1丁目の田</u>
	<u>踏入 1、2丁目の田</u>
	<u>常田 3丁目の田</u>
	<u>材木町 1、2丁目の田</u>
	<u>中央東の田</u>
	<u>中央西 2丁目の田</u>
	<u>常磐城 3、4、5、6丁目の田</u>
<u>緑が丘 3丁目の田</u>	
上 田 市 (塩 尻)	秋和 立石、小福沢、阿能虫、柳内、町裏、後田、石ノ町、山道、中原、八反田、風呂川、親田、鶴巻、亀田、中ノ町
	上塩尻 越田、関所、山崎、一丁田

上田市 (神川)	<u>大屋</u>
	<u>岩下</u>
	<u>蒼久保</u>
	<u>国分、国分1丁目</u>
上田市 (神科)	<u>上野（堀越堰以南）</u> 及び 弥表視、宮林、塩川原、沢入、樋之沢、上野原、横町、立山、 尼ヶ上、日向、横山、上野、三ッ塚、雨池、下戸畑
	<u>古里</u>
	<u>住吉（堀越堰以南）</u> 及び 横山、腰田、大日、権現山、上野、日蔭、堀ノ内、宮平、東条、 土樋、熱泰寺、般若堂、社宮地、向江田、大碓、小碓、向屋敷、 中村、嘗清水、城代屋敷、荻久保、白山、上テ村、小屋ノ入、 砥石、郷ノ田、蔵王、横手、御堂、梨久保、西上野、大梨久保、 桜田
	<u>上田 金井裏、弥吾平、天王前、蟹原、桜林、土樋、蛇沢、西金井、 東金井、中丘、東丘、日蔭田</u>
上田市 (豊里)	<u>芳田（吉田堰及び笠石川以西）、林之郷</u>
	<u>南上ノ原、上ノ原、尾無、雨池</u>
上田市 (殿城)	<u>殿城（吉田堰以西神川左岸まで）、漆戸</u>
	<u>麻蒔、上ノ原、和田、堰添、小玉原、上小玉、上日向</u>
東御市 (和)	和 今井、十代、屋敷、治郎渕、堂裏、唐沢、宮西、横堰、若宮、 前田、月夜野、月夜平、臣村、王田、西田、下曾利、東成沢、西成 沢、西曾根、王墳、王三田、上曾利、大川、中原、上中原、山根、 西原、成沢、前原、下平、上ノ山1、上ノ山、上ノ山2、

上田市 (神川)	<u>大屋の田</u>
	<u>岩下の田</u>
	<u>蒼久保の田</u>
	<u>国分の田</u>
上田市 (神科)	<u>上野（堀越堰以南）の田及び</u> 弥表視、宮林、塩川原、沢入、樋之沢、上野原、横町、立山、 尼ヶ上、日向、横山、上野、三ッ塚、雨池、下戸畑
	<u>古里の田</u>
	<u>住吉（堀越堰以南）の田及び</u> 横山、腰田、大日、権現山、上野、日蔭、堀ノ内、宮平、 東条、土樋、熱泰寺、般若堂、社宮地、向江田、大裕、小裕、 向屋敷、中村、菅清水、城代屋敷、荻久保、白山、上テ村、 小屋ノ入、砥石、郷ノ田、蔵王、横手、御堂、梨久保、西上野、 大梨久保、桜田
	<u>上田の田及び金井裏</u> 、弥吾平、天王前、蟹原、桜林
上田市 (豊里)	<u>芳田（吉田堰以西）の田及び</u> <u>郷後、下宿、無量寺、治郎渕、前田、日向畑、南裏、横石、吉田、</u> <u>北沖、南上ノ原、上ノ原、尾無、雨池</u>
	<u>林之郷の田</u>
上田市 (殿城)	<u>殿城（吉田堰以西神川左岸まで）の田及び</u> 麻蒔、上ノ原、和田、堰添、小玉原、上小玉
	<u>漆戸の田</u>
東御市 (和)	和 今井、十代、屋敷、治郎渕、堂裏、唐沢、宮西、横堰、若 宮、前田、月夜野、月夜平、臣村、王田、西田、下曾利、東成沢、 西成沢、西曾根、王墳、王三田、上曾利、大川、中原、上中原、 山根、西原、成沢、前原、下平、上ノ山1、上ノ山、上ノ山2

<p>東 御 市 (和)</p>	<p>上ノ山3、山崎、日向、越巻、原田、下畦、左口、下砂川原、南田、地蔵堂、中砂川原、日陰、上砂川原、堀込、涌井戸、高田、膳棚、薬師堂、松ノ木、中井、砂川原口、大場様、宮田、大門田、境田、下久保、西山神、沓形、辻田、矢原田、上日影、城山下、城山、矢立山、萩原、桃沢、台所林、上矢原田、山ノ神、上社口、入田、諸田、釜村田、沖田、中通、弁天通、野行田、蛇川原、宮際、<u>井高</u></p>
<p>東 御 市 (田 中)</p>	<p><u>海善寺</u> 浅間田、鍛冶屋、中島、岩西、東裏、四反田、大門田、横道、砂原、東寺坂、中寺坂、西寺坂、立石、正陳場、滋野鎮、下権田、上権田</p>
<p>東 御 市 (滋 野)</p>	<p>滋野乙 鞍掛、古戸弥川、原、宮平、利根川</p>
<p>東 御 市 (祢 津)</p>	<p>祢津 京ヶ崎、日影山、東前橋、原、練沢、上金山、立野、耳久保、十二平、<u>大田、大星</u></p> <p>鞍掛 中原、下平、上平、七石、上原、荊田、下原</p>

<p>東 御 市 (和)</p>	<p>上ノ山3、山崎、日向、越巻、原田、下畦、左口、下砂川原、南田、地蔵堂、中砂川原、日陰、上砂川原、堀込、涌井戸、高田、膳棚、薬師堂、松ノ木、中井、砂川原口、大場様、宮田、大門田、境田、下久保、西山神、杓形、辻田、矢原田、上日影、城山下、城山、矢立山、萩原、桃沢、台所林、上矢原田、山ノ神、上社口、入田、諸田、釜村田、沖田、中通、弁天通、野行田、蛇川原、宮際</p>
	<p>海善寺、浅間田、鍛冶屋、中島、岩西、東裏、四反田、大門田、横道、砂原、東寺坂、中寺坂、西寺坂、立石、正陳場、滋野鎮、下権田、上権田</p>
<p>東 御 市 (田 中)</p>	<p>本海野 大平寺、長縄手</p>
<p>東 御 市 (滋 野)</p>	<p>滋野乙 鞍掛、古戸弥川、原、宮平、利根川</p>
<p>東 御 市 (祢 津)</p>	<p>祢津 京ヶ崎、日影山、東前橋、原、練沢、上金山、立野、耳久保、十二平</p>
	<p>鞍掛 中原、下平、上平、七石、上原、荊田、下原</p>

議案第3号

長野県神川沿岸土地改良区会計細則の全部改正（案）について

長野県神川沿岸土地改良区会計細則を、次のとおり全部改正（案）したいので議決を求める。

令和3年3月3日 提出

令和3年3月 日 議決

長野県神川沿岸土地改良区

理事長 小市邦夫

長野県神川沿岸土地改良区 会計細則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この土地改良区の会計、固定資産及び物品等に関する事務は、法令、定款及び規約に定めるもののほか、この細則に定めるところによる。

（会計主任）

第2条 会計主任は、現金、預金通帳、会計に関する帳簿、固定資産に関する帳簿及び物品に関する帳簿等を保管する。

2 会計主任は、その保管する現金を私金と混同してはならない。

3 会計主任は、その保管する現金を盗難その他により亡失したときは、直ちに会計担当理事及び理事長に報告し、その指示を受けなければならない。

（会計区分）

第3条 会計区分は、次のとおりとする。

（1）一般会計

（2）小水力発電事業特別会計

（区分経理）

第4条 農業基盤整備資金の融資を受けた事業に要した費用は、他の事業の費用と明瞭に区分して経理しなければならない。

2 特別会計は、一般会計と明瞭に区分して経理をしなければならない。

（会計帳簿等の管理）

第5条 現金、預金通帳、会計に関する帳簿、固定資産に関する帳簿及び物品に関する帳簿等を会計担当理事の承認なく外部に持ち出してはならない。

（帳簿等の保存及び処分）

第6条 会計に関する帳簿及び第12条に規定する必要書類並びに固定資産及び物品に関する帳簿等（以下「帳簿等」という。）の保存期間は、その最終記入日の属する年度の翌年度から最低10年以上保存しなければならない。

2 保存期間経過後の帳簿の廃棄については、あらかじめ会計担当理事の承認を得なければならない。

(借入手続書類の写しの保存)

第7条 区債及び借入金等のため金融機関等に提出した書類(申込書、同添付書類、借用証書及び念書等)は、全て写しを作成し、一括して保存しなければならない。

(本細則に定めのない事項)

第8条 この細則に定めのない事項については、会計担当理事の承認を得て処理するものとする。

第2章 予 算 事 務

(財務諸表等科目、様式及び予算執行等)

第9条 この土地改良区の会計で用いる科目は、これを貸借対照表、正味財産増減計算書、収支予算書、収支決算書及び財産目録ごとに科目を区分し、その名称、配列及び内容については、別に定めるところによる。

- 2 財務諸表等、事業報告書、会計主要簿及び補助簿に使用する様式は、別紙による。
- 3 科目中、款の新設若しくは廃止又は款相互間の予算の流用については、総代会の議決を経なければならない。ただし、規約の定めるところにより、理事会の専決処分とすることを妨げない。
- 4 次の予算執行等については、理事会の議決を経なければならない。ただし、あらかじめ理事会において理事長の専決に委ねたものについては、この限りでない。
 - (1) 科目中、項の新設若しくは廃止又は項相互間の予算流用
 - (2) 科目中、目及び節の新設若しくは廃止又は目又は節相互間の予算流用
 - (3) 予備費の充用

(収支予算書)

第10条 収支予算書は、一般会計、特別会計ともに、前条の規定により定める科目配列の順に記載する。

(会計年度経過後の予算の補正の禁止)

第11条 予算は、会計年度経過後においては、これを補正することができない。

第3章 収入支出事務

(必要書類)

第12条 土地改良区の出納には、次の書類を必要とする。

- (1) 収入命令書、支出命令書又は振替命令書
- (2) 証拠書類

(収入命令書)

第13条 土地改良区の収入は、全て収入命令書によらなければならない。

- 2 収入命令書には、次の事項を記載しなければならない。
 - (1) 番号(年度別の一連番号)
 - (2) 所属年度
 - (3) 収入科目(款、項、目及び節)
 - (4) 収入の金額及び事由
 - (5) 納入者の住所及び氏名
 - (6) その他必要と認める事項

(賦課金等の徴収)

第 14 条 土地改良区は、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）の規定による賦課金、夫役若しくは現品、過怠金又は延滞利息をその組合員及び准組合員に対して賦課徴収するには、賦課通知書を交付するものとする。

2 土地改良区は、加入金、決済金、使用料その他の金銭をその納入すべきものから徴収するには、納入告知書を交付するものとする。

(賦課金等の手続)

第 15 条 前条の規定により賦課通知書又は納入告知書を交付したときは、次に掲げる手続をしなければならない。

(1) 発行区分ごとに賦課通知書及び納入告知書の原符に集計表を付して編てつすること。

(2) 賦課基準、賦課額等を賦課金徴収原簿又は夫役現品徴収原簿の個人別口座に記入すること。

(3) 発行区分ごとの賦課金総額を賦課金台帳又は夫役現品台帳に記入すること。

(賦課金等の領収)

第 16 条 土地改良区は、賦課通知書により金銭、夫役若しくは現品を領収したとき又は納入告知書により金銭を領収したときは、賦課通知書又は納入告知書に接続する領収証に領収印を押印して納入者に交付しなければならない。

(領収証交付後の手続)

第 17 条 前条の規定により領収証を交付したときは、次に掲げる手続をしなければならない。

(1) 賦課通知書又は納入告知書の原符に領収年月日を記入すること。

(2) 徴収済額、徴収未済額等を賦課金徴収原簿又は夫役現品台帳の個人別口座に記入すること。

(3) 発行区分ごとの徴収済額、徴収未済額を賦課金台帳又は夫役現品台帳に記入すること。

(証拠書類)

第 18 条 賦課通知書により金銭、夫役若しくは現品を領収し、又は納入告知書により金銭を領収したときは、当該領収に係る領収済通知書を証拠書類として保存しなければならない。

2 賦課通知書又は納入告知書によらない区債、借入金又は補助金等の金銭を領収したときは、その領収金額の算出基礎を証明するに足る証拠書類を徴収し、又は作成してこれを保存しなければならない。

(領収証の発行)

第 19 条 第 16 条に定める金銭以外の金銭を収納したときは、納入者に対して所定様式の領収証を発行しなければならない。ただし、納入者からの要求その他の事由により、所定の領収証用紙によらない領収証を発行する必要があるときは、理事長の承認を得て別途領収証を発行することができる。

2 振込入金の場合は、領収証を発行しないことができる。

(賦課通知書等によらない領収)

第 20 条 賦課通知書又は納入告知書によらない区債又は借入金による金銭を収入したときは、区債及び借入金台帳に必要な事項を記載しなければならない。

(支出命令書)

第 21 条 土地改良区の支出は、全て支出命令書によらなければならない。

2 支出命令書には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 番号（年度別一連番号）
- (2) 所属年度
- (3) 支出科目（款、項、目及び節）
- (4) 支出の金額及び事由
- (5) 債主の住所及び氏名
- (6) その他必要と認める事項

（支払方法）

第22条 金銭の支払方法は、原則として銀行振込又は小切手によるものとする。ただし、役員等に対する報酬、給与、諸手当等の支払その他これらによりがたい場合は、この限りではない。

2 銀行その他の金融機関への振込依頼書及び振出小切手の作成は、会計主任がこれを行い、小切手の署名及び捺印は、理事長がこれを行う。

（立会い）

第23条 次の各号に掲げる支払をしようとするときは、会計担当理事又はその指名する者が立会いのうえ支払わなければならない。

- (1) 1件の支払金額5,000,000円以上のもの
ただし、口座振替の方法により支払う場合は、この限りでない。
- (2) 理事会で定めたもの

（領収証の徴収等）

第24条 土地改良区は、金銭を支払ったときは、次に掲げる場合を除き債主から領収証を徴収しなければならない。

- (1) 特別な事情により領収証を徴収することができないときは、当該支出命令書に記載してある請求書に会計担当理事の支払証明書を付して領収証に代えることができる。
- (2) 口座振替の方法により支出した場合で1件の支払金額が10,000,000円以下のものは、金融機関の領収証のみで債権者からの領収証の徴収をしなくともよい。

（領収証の不受理）

第25条 次の各号の一に該当する領収証は、受領してはならない。

- (1) 請求書の内容と一致しないもの
- (2) 鉛筆等消去可能なもので記載してあるもの
- (3) 金額を訂正してあるもの
- (4) 金額以外の箇所を訂正し、訂正印のないもの
- (5) 領収印が他人の代印であって本人の委任状がないもの
- (6) 領収した日付の記載がないもの

（概算払）

第26条 旅費及び経費の性質上概算をもって支払わなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費で理事長が承認したものは、概算払をすることができる。

（前金払）

第27条 次の各号に掲げる経費については、前金払をすることができる。

- (1) 土地若しくは家屋の買収又は収用により、その移転を必要とすることとなった家屋又は物件の移転料
- (2) 前金で支払わなければ契約しがたい買入れ又は借入れに要する経費
- (3) 前各号に掲げるもののほか、経費の性質上、前金をもって支払をしなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費で、理事会が承認したもの

(小口現金)

第28条 会計主任は、少額の経費の支払に充てるため、あらかじめ支出命令書の決裁を受けて小口現金をおくことができる。

- 2 小口現金の保有限度額は、1万円以内とし、その受払及び保管は会計主任がこれに当たることとする。小口現金は、金庫に保管し、その他の金銭と区別して管理しなければならない。
- 3 会計主任は小口現金の受払を小口現金出納帳に記帳し、日々の小口現金出納帳の出納の都度、現金残高と帳簿残高の照合をしなければならない。
- 4 会計主任は、毎月末日に小口現金出納帳を締切り、支払に関する書類を添付した振替命令書により処理を行うものとする。

(過誤払の戻入れ、過誤納の戻出し)

第29条 支出の誤払又は過渡しとなった金額及び資金前渡し又は概算払をした場合の精算残金を返納させるときは、収入の手続の例により、これを当該支出した経費に戻入れしなければならない。

- 2 誤納又は過納となった金額を払戻すときは、支出の手続の例により、これを当該収納した収入から戻出ししなければならない。

(振替命令書)

第30条 土地改良区の振替（以下、現金取引以外の取引をいう。）は、全て振替命令書によらなければならない。

- 2 振替命令書には、次の事項を記載しなければならない。
 - (1) 番号（年度別の一連番号）
 - (2) 所属年度
 - (3) 振替勘定科目（款、項、目及び節）
 - (4) 振替金額
 - (5) 振替事由
 - (6) その他必要と認める事項

(金融口座への振込)

第31条 土地改良区が有する金融機関の口座へ振込を行う場合には、次の事項を記載した書面を作成し、理事長の承認を得なければならない。

- (1) 番号（年度別の一連番号）
- (2) 所属年度
- (3) 振出し元の口座名、口座番号及び振出し金額
- (4) 振込先の口座名、口座番号及び振込金額
- (5) 振込事由
- (6) その他必要と認める事項

(残高の照合)

第32条 会計主任は、現金について、日々の現金出納終了後、その残高を現金預金出納帳と照合しなければならない。

- 2 会計主任は、毎月末において、現金及び預金残高と現金預金出納帳の残高とを照合し、その結果について会計担当理事の確認を受けなければならない。

(月計表の作成)

第33条 会計主任は、毎月3日までに、前月分までの月計表を作成して自ら検算を行い、会計担当理事の確認を受けなければならない。

(農業基盤整備資金の貸付受入金)

第34条 農業基盤整備資金の貸付受入金を引き出すときは、当該貸付受入金で支払うべき事業に要する費用の証拠書類(請負契約書、都道府県知事又は当該知事が権限を委任した職員の発行する出来高証明書、支払証明書、請求書又は領収証等)の原本及び写し(原本と相違ない旨の理事長の証明印のあるもの)を農業基盤整備資金受託金融機関に提示し、原本に当該受託金融機関の証印を押印させるものとする。

2 前項の規定により押印した請求書及び領収証は、第22条の支出命令書の裏面に添付し、契印を押印しなければならない。

(金融機関との取引)

第35条 金融機関との取引は、理事長名をもって行う。ただし、土地改良法第21条の規定に基づく場合にあつては、監事名をもって行う。

2 銀行その他の金融機関との取引を開始若しくは廃止し又は口座の開設若しくは解約をするときは、理事長の承認を得なければならない。

3 証券会社との取引を開始又は廃止するときは、前項の規定を準用する。

(証拠書類の整理方法)

第36条 収入又は支出に関する証拠書類は、1年分をまとめて予算編成の款、項、目及び節の順序に区分して編てつし、各区分ごとに集計表を付さなければならない。

2 前項の場合において、証拠書類の原本を他の科目に編てつするため当該科目に編てつすることができないときはその写しを作成し、これを編てつしなければならない。この場合には、写しに原本の編てつの科目を記載しなければならない。

3 第1項の集計表には、次の事項を記入しなければならない。

- (1) 所属年度
- (2) 収入科目又は支出科目(款、項、目及び節)
- (3) 枚数
- (4) 金額

4 第1項の集計表に記載する金額は、当該年度末の収支決算書に計上する款、項、目及び節の金額に一致しなければならない。

第4章 帳簿組織

(会計主要簿)

第37条 会計主要簿は、次の帳簿とする。

- (1) 現金預金出納帳
- (2) 収入整理簿(以下「収入簿」という。)
- (3) 支出整理簿(以下「支出簿」という。)
- (4) 仕訳帳
- (5) 総勘定元帳

2 会計主要簿は、会計年度ごとに更新しなければならない。

(現金預金出納帳の記載方法)

第38条 現金預金出納帳は、全て収入命令書又は支出命令書により、取扱日付順に転記しなければならない。

2 現金預金出納帳には、次の事項を記載する。

- (1) 取引年月日
- (2) 収入命令書又は支出命令書の番号
- (3) 収入科目又は支出科目(款、項、目及び節)

- (4) 入金金額又は支払金額
- (5) 手持資金残高
- (6) 残高内訳（現金、預金、農業基盤整備資金貸付受入金の別）
- (7) 収入又は支出の内容

（収入簿及び支出簿の記載方法）

第 39 条 収入簿及び支出簿は、予算編成の款、項、目及び節の順に口座を設けなければならない。

- 2 収入簿は、収入命令書により、支出簿は、支出命令書により、それぞれ当該款、項、目及び節の口座に転記するものとする。
- 3 収入簿及び支出簿には、次の事項を記載する。
 - (1) 記入年月日
 - (2) 収入命令書又は支出命令書の番号
 - (3) 内容
 - (4) 予算額
 - (5) 収入又は支出済の金額及び累計
 - (6) 予算残高
- 4 予算の流用を記載する場合には、流用減となる科目については、流用額を予算額欄に赤記し、流用増となる科目については、流用額を予算額欄に黒記するものとする。予備費の充用の場合も同様とする。

（仕訳帳の記載方法）

第 40 条 仕訳帳は、全て収入命令書、出金命令書及び振替命令書により、取扱日付順に記載しなければならない。

- 2 仕訳帳には、次の事項を記載する。
 - (1) 取引年月日
 - (2) 勘定科目
 - (3) 総勘定元帳の頁数
 - (4) 借方金額又は貸方金額

（総勘定元帳の記載方法）

第 41 条 総勘定元帳には、各勘定ごとに仕訳帳に記載の年月日、相手方勘定科目及び金額を記載しなければならない。

（補助簿）

第 42 条 土地改良区は、会計主要簿のほかに会計補助簿として、次の帳簿を置かなければならない。

- (1) 賦課金台帳
- (2) 賦課金徴収原簿
- (3) 夫役現品台帳
- (4) 夫役現品徴収原簿
- (5) 補助金台帳
- (6) 受託金台帳
- (7) その他未収金台帳
- (8) 未払金台帳
- (9) 小口現金出納帳
- (10) 工事総括簿
- (11) 請負工事簿
- (12) 直営工事簿

- (13) 事業用地買収補償簿
 - (14) 工事用資材受払簿
 - (15) 労務者出役簿
 - (16) 土地改良施設台帳
 - (17) 固定資産台帳
 - (18) 区債及び借入金台帳
 - (19) その他資産負債台帳
 - (20) 備品台帳
 - (21) 消耗品受払簿
 - (22) 積立金台帳
 - (23) 退職給与金要支給額台帳
- 2 会計補助簿は、各会計年度を通じて継続使用して差支えない。
 - 3 賦課金台帳及び夫役現品台帳は、賦課金又は夫役現品の賦課基準、賦課額、徴収済額、徴収未済額等を賦課通知書の交付区分ごとに詳細に記載する。
 - 4 賦課金徴収原簿及び夫役現品徴収原簿は、賦課金又は夫役現品の賦課基準、賦課額、徴収済額、徴収未済額等を個人別に詳細に記載する。
 - 5 補助金台帳は、補助金の交付単位ごとに、交付者、交付決定額、受領日、受領金額等を詳細に記載する。
 - 6 受託金台帳は、受託業務ごとに、委託者、契約締結日、契約金額、受領日、受領金額等を詳細に記載する。
 - 7 その他未収金台帳は、補助金、受託金、賦課金の未収以外の未収金について、未収金別に、その相手方、支払期限日、未収金額等を詳細に記載する。
 - 8 未払金台帳は、委託業務等の単位ごとに、その相手方、契約締結日、契約金額等を詳細に記載する。
 - 9 小口現金出納帳は、支払日付順に、支払年月日、内訳、支出額等を記載する。
 - 10 工事総括簿、請負工事簿及び直営工事簿は、工種別に施行箇所、数量、設計予算額、請負額、支出額等を詳細に記載する。
 - 11 事業用地買収補償簿は、工種別に買収補償の対象となる土地物件の所在地、被買収補償者、買収費、補償費等を詳細に記載する。
 - 12 工事用資材受払簿は、工事用資材の受払を工種別かつ品目別に詳細に記載する。
 - 13 労務者出役簿は、個人別に出役日数、歩掛、日給額等を詳細に記載する。
 - 14 土地改良施設台帳は、施設名、造成した事業名、造成主体、施設の種類、所在、構造、規模、数量、取得価額、取得年度、耐用年数、事業区分、管理区分、経過年数、減価償却累計額、期末残高等を詳細に記載する。
 - 15 固定資産台帳は、土地改良施設台帳に登載されない土地、建物、機械等について取得価額、取得年度、耐用年数、経過年数、減価償却累計額、期末残高等を詳細に記載する。
 - 16 区債及び借入金台帳は、借入金及び農業基盤整備資金を1件ごとに詳細に記載する。
 - 17 その他資産負債台帳は、賦課金台帳、夫役現品台帳、固定資産台帳並びに区債及び借入金台帳に記載されない未収使用料、前払金、前受金、未払金等の資産及び負債を詳細に記載する。
 - 18 備品台帳は、品目ごとに、購入金額、修繕費、廃棄年月日等を詳細に記載する。
 - 19 消耗品受払簿は、消耗品の受払を品目別に詳細に記載する。
 - 20 積立金台帳は、積立金の種類ごとに、預入金融機関、預入期間、利率等を詳細に記載する。
 - 21 退職給与金要支給額台帳は、対象職員ごとに採用からの経過年数、支給率、支給計算基準額等を詳細に記載する。
 - 22 この会計細則に定めるほか、必要に応じて補助簿をおくことができる。

(会計伝票等の種類及び様式)

第43条 会計伝票の種類及び様式、日計表、月計表、精算表及び集計表の様式については、

別に定めるところによる。

(記帳)

第 44 条 仕訳帳及び現金預金出納帳は、全て収入命令書、支出命令書及び振替命令書に基づいて遅滞なく記帳するとともに、仕訳帳から総勘定元帳に記帳しなければならない。

2 補助簿は、その証拠書類に基づいて記帳しなければならない。

(帳簿間の照合)

第 45 条 会計主任は、毎月末において、収入簿の収入済額及び支出簿の支出済額の月計と、現金預金出納帳の入金月計及び出金月計とを照合し、会計担当理事の確認を受けなければならない。

第 5 章 決 算 事 務

(貸借対照表等の提出)

第 46 条 会計担当理事は、毎会計年度、会計主任をして貸借対照表、正味財産増減計算書、収支決算書及び財産目録を作成させ、事業年度終了の日の翌日から 3 ヶ月以内に理事長に提出しなければならない。

(決算前の検算等)

第 47 条 会計担当理事は、当該会計年度の貸借対照表、正味財産増減計算書、収支決算書及び財産目録を作成する前に、収入命令書、支出命令書及び振替命令書と現金預金出納帳、収入簿及び支出簿の記載事項との照合、主要簿と補助簿との記載事項の照合並びにこれらの帳簿の記載事項の検算をしなければならない。

(有価証券の評価)

第 48 条 満期まで所有する意図をもって保有する有価証券（以下「満期保有目的の債券」という。）の評価額は、原則としてその取得価額とする。なお、満期保有目的の債券の取得価額と債権金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定した価額とする。また、満期保有目的の債券以外の有価証券のうち市場価格のあるものについては、時価により評価する。

2 有価証券の取得価額は、購入原価に購入手数料を加算した額とする。

(収支決算書等の作成)

第 49 条 会計担当理事は、第 47 条による検算によって帳簿の記載が正確であることを確認した後、会計主任をして現金預金出納帳、収入簿及び支出簿の各口座を締切らせ、収入簿及び支出簿の各款、項、目及び節の累計を科目配列の順に列記して収支決算書を作成させるものとする。

2 会計担当理事は、会計主任をして主要簿及び補助簿に基づき決算整理仕訳（資産について減価償却費、有価証券について時価評価に伴う損益、繰延資産の償却等、決算に当たって必要となる仕訳をいう。）を行わせ仕訳帳及び総勘定元帳の各口座を締切らせ精算表、貸借対照表及び正味財産増減計算書を作成させるものとする。

(財産目録)

第 50 条 会計担当理事は、会計主任をして、財産目録に記載すべき資産及び負債の現況を、主要簿、補助簿及び関係書類によって作成させるものとする。

2 前項の財産目録は、記載すべき資産がなく、負債のみの場合でもこれを作成するものとする。

3 第 1 項の財産目録を作成する場合において、補助金及び使用料を除いた債権並びに区債

及び借入金を除いた債務については、相手先別にその金額の明細表を作成しなければならない。

(年度決算における留意事項)

第51条 年度決算において会計主任は、通常の整理業務のほか、少なくとも次の事項について計算及び確認を行うものとする。

- (1) 未収金、未払金、前払金及び前受金の計算
- (2) 資産評価額の適否及び合計額並びに簿外資産のないことの確認
- (3) 負債の評価額の適否及び合計額並びに簿外負債のないことの確認
- (4) その他決算に当たって必要とされる事項の確認

(事業報告書)

第52条 規約第42条の規定による事業報告書には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 地区及び組合員の状況
- (2) 事業の状況
- (3) 事務の経過
- (4) 経理の状況

第6章 記帳上の注意事項

(記帳原則)

第53条 証拠書類等の金額は、算用数字を使用し、読みやすいように円以上全て三位ごとにコンマ(,)をつける。

- 2 次頁に繰越すときは、その頁の最終行に金額の小計を記入して摘要欄に「次葉へ繰越」と書き、次頁最初の行の摘要欄に「前葉より繰越」として小計を転記する。
- 3 現金預金出納帳、総勘定元帳、収入簿及び支出簿は、1行に1件を記入する。

(収入命令日等)

第54条 収入命令書及び支出命令書は、相手方に請求した日又は相手方から請求があった日をもって作成するものとする。

- 2 収入命令書、支出命令書又は振替命令書における金額又は相手先名等の誤記があった場合には、新たに収入命令書、支出命令書又は振替命令書を作成しなければならない。
- 3 前項の誤記に係る収入命令書、支出命令書又は振替命令書が既に決裁済にあるときは、前項の規定にかかわらず誤記に係るものはそのままとし、誤記の発見の日の日付をもって新たに誤記に係るものと同様のものを赤字で作成し訂正のものを黒字で作成するものとする。
- 4 前2項の訂正により主要簿及び補助簿の記載事項を訂正するには、誤記部分を新たに赤記し、次の行にて訂正部分を黒記するものとする。

(誤記訂正等)

第55条 誤記を取り消す場合又は前条第2項若しくは第3項の規定による誤記訂正以外の訂正をする場合には、誤記の字句に取消線(黒)を画いて取消し、訂正すべき字句を記載する。この場合において数字については、誤記が一字であっても、その一連の数字全部を訂正するものとする。

- 2 主要簿又は補助簿の行全部を取消すときは、その行の中央に取消線(黒)を画き、その上に「空白」と赤記し、頁の全行を取消すときは「廃頁」と赤記する。
- 3 主要簿又は補助簿の頁又は行を越えて記帳したときは、前項に準じて空白部分に取消線を画き、これを抹消する。
- 4 主要簿又は補助簿に記入の漏れを発見したときは、発見の日の日付をもって記入を行い、

摘要欄又は附記欄に「〇年〇月〇日分追記」と赤記する。

(責任者印)

第56条 前2条の規定により訂正又は取消を行った箇所には、会計担当理事及び会計主任が訂正印を押印しなければならない。

2 使用済となった主要簿又は補助簿には、表紙裏面に帳簿の使用期間中の責任の所在を明らかにするため、理事長、会計担当理事、会計主任及びその帳簿を監査した監事の氏名を記録し、押印しなければならない。

第7章 固定資産会計事務

(固定資産の範囲)

第57条 固定資産とは、次に掲げるものをいう。ただし、時の経過によりその価値を減少する資産については、耐用年数が1年以上で、かつ、取得価額が10万円以上（所有土地改良施設及び受託土地改良施設使用収益権は除く。）のものをいう。

(1) 基本財産

山林、宅地及びその従物、備荒積立金、事業積立金、基本財産有価証券等

(2) 特定資産

所有土地改良施設、土地改良施設用地等、水利権、受託土地改良施設使用収益権、財政調整積立資産、職員退職給付引当積立資産、役員退任慰労金積立資産、転用決済金積立資産、施設更新積立資産、減債積立資産、建物等更新積立資産、土地改良建設仮勘定、附帯事業施設等

(3) その他固定資産

土地、建物、建設仮勘定、機械及び装置、車両運搬具、器具備品、リース資産、ソフトウェア、適正化事業拠出金、長期未収賦課金等、出資金、差入保証金等

(評価額等)

第58条 固定資産の評価額は、次の各号による。

(1) 造成によるものは、取得価額

(2) 譲与によるものは、取得価額

(3) 購入に係るものは、購入価額に附帯費用を加算した金額

(4) 交換によるものは、交換に際し提供した物件の帳簿価額

(5) 贈与によるものは、評価額

(6) 積立金及び有価証券に係るものは、積立額又は取得価額

2 土地改良施設及び受託土地改良施設使用収益権は、定額法によって減価償却を行うこととする。

3 固定資産のうち減価償却が必要な資産は、定額法によって減価償却を行うこととする。

(固定資産の管理)

第59条 会計主任は、固定資産台帳により、固定資産の保全状況及び異動について所要の記録を行うとともに、その異動に関し必要事項を、その都度、会計担当理事に報告しなければならない。

2 固定資産が毀損又は滅失した場合は、直ちに会計担当理事に報告し、その指示を受けなければならない。

(現状調査)

第60条 会計主任は、毎会計年度1回、固定資産の現状につき調査を行い、固定資産台帳と照合し、その過不足、要修理の如何につき報告書を作成してこれを会計担当理事に提出しなければならない。

(固定資産の減損)

第 61 条 固定資産の時価が著しく下落したときは、回復の見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額としなければならない。

ただし、対価を伴う事業に供している固定資産については、帳簿価額を超えない限り、使用価値により評価することができる。

(固定資産の改良と修繕)

第 62 条 固定資産の性能を向上し、又は耐用年数を延長するために要した金額は、これをその資産の価額に加算するものとする。

2 固定資産の現状を維持し、原能力の回復に要した金額は、修繕費とする。

第 8 章 物品会計事務

(物品の範囲)

第 63 条 物品とは、次の各号のものをいう。

(1) 備品 機械器具及びその他の物品で、使用可能期間が 1 年以上であり、原型のまま比較的長期の反復、使用に耐えるもののうち、1 件又は 1 組の取得価格が 3 万円以上 10 万円未満のもの

(2) 消耗品 固定資産と備品に該当しないもの

(物品の管理)

第 64 条 物品の管理については、備品台帳及び消耗品受払簿により記録を行うものとし、第 60 条の規定を準用する。

(物品の処分)

第 65 条 物品(消耗品を除く。)を売却、廃棄等の処分に付する場合は、理事長の承認を得なければならない。

第 9 章 補 則

(財務状況の公表)

第 66 条 規約第 47 条の規定による財務状況の公表は、次に掲げる書類を事務所で組合員の閲覧に供する方法により行うものとする。

(1) 事業報告書

(2) 貸借対照表

(3) 収支決算書

(4) 財産目録

(5) その他理事長が必要と認める事項を記載した書面

2 前項の公表は、毎年度 6 月 30 日までにを行うものとする。

3 財務状況の公表を行ったときは、その旨を 10 日間公告するものとする。

4 理事長は、財務状況を公表するには、あらかじめ監事の監査に付し、その意見を付けて理事会の承認を受けなければならない。

附 則

この会計細則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 3 年 4 月 1 日からは、試行運用とする。

議案第4号

長野県神川沿岸土地改良区神川左岸幹線用水頭首工管理規程の制定について

長野県神川沿岸土地改良区 神川左岸幹線用水頭首工管理規程を、次のとおり制定したいので議決を求める。

令和3年3月3日 提出
令和3年3月 日 議決

長野県神川沿岸土地改良区
理事長 小市邦夫

長野県神川沿岸土地改良区神川左岸幹線用水頭首工管理規程(案)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、神川左岸幹線用水頭首工(その他の附帯施設を含む。以下同じ。)の維持、操作その他の管理について必要な事項を定めるものとする。

(管理者)

第2条 頭首工管理責任者(以下「管理者」という。)は、この規程に定めるところにより、頭首工を管理するものとする。

(異例の処置)

第3条 管理者は、この規程に定めない事項を処理しようとするときは、あらかじめ長野県神川沿岸土地改良区理事長(以下「理事長」という。)の承認を得なければならない。

ただし、非常事態の発生により緊急に措置を要するものについては、この限りでない。

2 前項ただし書の場合は、事後速やかに理事長に報告するとともに、その後の措置についての指示を受けなければならない。

第2章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項

第1節 水位

(水位の制限)

第4条 頭首工地点における河川の水位(以下「頭首工の水位」という。)は、標高 855.50メートル(計画高水位)を上限とし、標高 851.50メートル(取水口下端)を下限とする。

2 管理者は、前項に規定する水位の範囲内でかんがい用水等の取水を行ない、かつ、河川の流量を努めて恒常的に維持させるものとする。

(水位の基準)

第5条 頭首工の水位は、取水ゲートに取り付けられた開度計の示度によるものとする。

第2節 取水

(かんがい期)

第6条 毎年5月11日から9月30日までの期間をかんがい期間とする。

(取水)

第7条 管理者は、かんがい期間において、気象、水象及びかんがいの状況を考慮しつつ受益地の必要な水量を取水するものとする。

(計画取水量)

第8条 頭首工地点からのかんがい用水の取水量は、次に掲げる量を基準とする。

区 分 \ 期 間	5月11日から 5月15日まで	5月16日から 5月25日まで	5月26日から 9月30日まで	10月1日から 翌5月10日まで
神川左岸幹線 用水頭首工	0.297 m ³ /s	0.297 m ³ /s	0.550 m ³ /s	0.100 m ³ /s

(取水時のゲートの操作)

第9条 かんがい用水の取水を行なうときは、頭首工の水位及び取水量に応じて取水ゲートの開度を調節してするものとする。

(取水量の測定)

第10条 取水量の測定は、取水ゲートの内側に取り付けられた量水標の示度によるものとする。

2 管理者は、取水量の正確を期するため毎年1回量水標地点の流量測定を行ない、その結果に基づいて取水量測定表を補正するものとする。

第3章 点検及び整備に関する事項

(点検及び整備)

第11条 管理者は、堤体、ゲート、ゲートを操作するために必要な機械及び器具、警報、通信連絡及び観測のために必要な設備、管理のために必要な車両及びこれらにこれらの操作のために必要な資材を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行なわなければならない。

(監視)

第12条 管理者は、頭首工及びその周辺について常に監視を行ない、その維持及び保全に支障を及ぼす行為の取締り並びに危険防止に努めなければならない。

第4章 緊急事態における措置に関する事項

第1節 洪水

(洪水警戒体制)

第13条 管理者は、次の各号の1に該当するときは、洪水警戒体制をとらなければならない。

- 一 長野地方気象台から関係地域に対して降雨に関する注意報又は警報が発せられたとき。
- 二 菅平ダムから事前放流の通知があったとき。
- 三 頭首工の水位が取水ゲートの天端を超えることが予想される時。

(洪水警戒体制時の措置)

第14条 管理者は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、職員を呼集してそれぞれ担当部署に配置し、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- 一 関係の気象台、市町村、土地改良区その他の機関との連絡並びに気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密接に行なうこと。
- 二 ゲート並びにゲートの操作に必要な機械及び器具の点検整備、その他頭首工の操作に関し必要な措置をとること。
- 三 常に河川流量及び水位に注意し、頭首工の操作に万全を期すること。

(洪水警戒体制の解除)

第15条 管理者は、頭首工の水位が警戒水位以下となり、再び増水のおそれがないと認められたときは、洪水警戒体制を解除するものとする。

第2節 かんばつ

(かんばつ時の措置)

第16条 管理者は、かんがい期において、頭首工の水位が著しく低下するおそれがあるときは、その水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

第5章 雑 則

(管理日誌)

第17条 管理者は、頭首工管理日誌を備え、次の各号に掲げる事項について記録しなければならない。

- 一 気象(天候、気温、降雨量及び積雪量等)
- 二 水象(水位等)
- 三 頭首工地点における放流量
- 四 かんがい用水取水量
- 五 ゲートの操作の時刻及び開度
- 六 点検及び整備に関する事項
- 七 その他頭首工の管理に関する事項

2 管理者は、毎年12月25日までに当年分の管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。

附 則

この規程は、認可の日(令和〇年〇月〇日長野県上田地域振興局指令〇上田地農整第〇号)から施行する。

議案第5号

長野県神川沿岸土地改良区山吹堰頭首工管理規程の制定について

長野県神川沿岸土地改良区 山吹堰頭首工管理規程を、次のとおり制定したいので議決を求めらる。

令和3年3月3日 提出
令和3年3月 日 議決

長野県神川沿岸土地改良区
理事長 小市 邦夫

長野県神川沿岸土地改良区山吹堰頭首工管理規程(案)

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規程は、山吹堰頭首工(その他の附帯施設を含む。以下同じ。)の維持、操作その他の管理について必要な事項を定めるものとする。

(管理者)

第2条 頭首工管理責任者(以下「管理者」という。)は、この規程に定めるところにより、頭首工を管理するものとする。

(異例の処置)

第3条 管理者は、この規程に定めない事項を処理しようとするときは、あらかじめ長野県神川沿岸土地改良区理事長(以下「理事長」という。)の承認を得なければならない。

ただし、非常事態の発生により緊急に措置を要するものについては、この限りでない。

2 前項ただし書の場合は、事後速やかに理事長に報告するとともに、その後の措置についての指示を受けなければならない。

第2章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項

第1節 水 位

(水位の制限)

第4条 頭首工地点における河川の水位(以下「頭首工の水位」という。)は、計画高水位未満で取水口の天端を上限とし、取水口下端を下限とする。

2 管理者は、前項に規定する水位の範囲内でかんがい用水等の取水を行ない、かつ、河川の流量を努めて恒常的に維持させるものとする。

(水位の基準)

第5条 頭首工の水位は、取水ゲートに取り付けられた水位計の示度によるものとする。

第2節 取 水

(かんがい期)

第6条 毎年5月16日から9月25日までの期間をかんがい期間とする。

(取 水)

第7条 管理者は、かんがい期間において、気象、水象及びかんがいの状況を考慮しつつ受益地の必要な水量を取水するものとする。

(計画取水量)

第8条 頭首工地点からのかんがい用水の取水量は、次に掲げる量を基準とする。

区 分	期 間	しろかき期	普通かんがい期	非かんがい期
		5月16日から 5月20日まで	5月21日から 9月25日まで	9月26日から 翌5月15日まで
山吹堰頭首工		0.024 m ³ /s	0.015 m ³ /s	0.010 m ³ /s

(取水時のゲートの操作)

第9条 かんがい用水の取水を行なうときは、頭首工の水位及び取水量に応じて取水ゲートの開度を調節してするものとする。

(取水量の測定)

第10条 取水量の測定は、取水ゲートの内側に取り付けられた量水標の示度によるものとする。

2 管理者は、取水量の正確を期するため毎年1回量水標地点の流量測定を行ない、その結果に基づいて取水量測定表を補正するものとする。

第3章 点検及び整備に関する事項

(点検及び整備)

第11条 管理者は、堤体、ゲート、ゲートを操作するために必要な機械及び器具、警報、通信連絡及び観測のために必要な設備、管理のために必要な車両及びこれらにこれらの操作のために必要な資材を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行なわなければならない。

(監視)

第12条 管理者は、頭首工及びその周辺について常に監視を行ない、その維持及び保全に支障を及ぼす行為の取締り並びに危険防止に努めなければならない。

第4章 緊急事態における措置に関する事項

第1節 洪水

(洪水警戒体制)

第13条 管理者は、次の各号の1に該当するときは、洪水警戒体制をとらなければならない。

- 一 長野地方気象台から関係地域に対して降雨に関する注意報又は警報が発せられたとき。
- 二 菅平ダムから事前放流の通知があったとき。
- 三 頭首工の水位が取水ゲートの天端を超えることが予想される時。

(洪水警戒体制時の措置)

第14条 管理者は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、職員を呼集してそれぞれ担当部署に配置し、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- 一 関係の気象台、市町村、土地改良区その他の機関との連絡並びに気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密接に行なうこと。
- 二 ゲート並びにゲートの操作に必要な機械及び器具の点検整備、その他頭首工の操作に関し必要な措置をとること。
- 三 常に河川流量及び水位に注意し、頭首工の操作に万全を期すること。

(洪水警戒体制の解除)

第15条 管理者は、頭首工の水位が警戒水位以下となり、再び増水のおそれがないと認められたときは、洪水警戒体制を解除するものとする。

第2節 かんばつ

(かんばつ時の措置)

第16条 管理者は、かんがい期において、頭首工の水位が著しく低下するおそれがあるときは、その水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

第5章 雑 則

(管理日誌)

第17条 管理者は、頭首工管理日誌を備え、次の各号に掲げる事項について記録しなければならない。

- 一 気象(天候、気温、降雨量及び積雪量等)
- 二 水象(水位等)
- 三 頭首工地点における放流量
- 四 かんがい用水取水量
- 五 ゲートの操作の時刻及び開度
- 六 点検及び整備に関する事項
- 七 その他頭首工の管理に関する事項

2 管理者は、毎年12月25日までに当年分の管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。

附 則

この規程は、認可の日(令和〇年〇月〇日長野県上田地域振興局指令〇上田地農整第〇号)から施行する。

議案第6号

長野県神川沿岸土地改良区内ノ原堰頭首工管理規程の制定について

長野県神川沿岸土地改良区 内ノ原堰頭首工管理規程を、次のとおり制定したいので議決を求める。

令和3年3月3日 提出
令和3年3月 日 議決

長野県神川沿岸土地改良区
理事長 小市邦夫

長野県神川沿岸土地改良区内ノ原堰頭首工管理規程(案)

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規程は、内ノ原堰頭首工(その他の附帯施設を含む。以下同じ。)の維持、操作その他の管理について必要な事項を定めるものとする。

(管理者)

第2条 頭首工管理責任者(以下「管理者」という。)は、この規程に定めるところにより、頭首工を管理するものとする。

(異例の処置)

第3条 管理者は、この規程に定めない事項を処理しようとするときは、あらかじめ長野県神川沿岸土地改良区理事長(以下「理事長」という。)の承認を得なければならない。

ただし、非常事態の発生により緊急に措置を要するものについては、この限りでない。

2 前項ただし書の場合は、事後速やかに理事長に報告するとともに、その後の措置についての指示を受けなければならない。

第2章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項

第1節 水 位

(水位の制限)

第4条 頭首工地点における河川の水位(以下「頭首工の水位」という。)は、計画高水位未満で取水口の天端を上限とし、取水口下端を下限とする。

2 管理者は、前項に規定する水位の範囲内でかんがい用水等の取水を行ない、かつ、河川の流量を努めて恒常的に維持させるものとする。

(水位の基準)

第5条 頭首工の水位は、取水ゲートに取り付けられた水位計の示度によるものとする。

第2節 取 水

(かんがい期)

第6条 毎年5月16日から9月30日までの期間をかんがい期間とする。

(取 水)

第7条 管理者は、かんがい期間において、気象、水象及びかんがいの状況を考慮しつつ受益地の必要な水量を取水するものとする。

(計画取水量)

第8条 頭首工地点からのかんがい用水の取水量は、次に掲げる量を基準とする。

区 分	期 間	しろかき期 5月16日から 5月25日まで	普通かんがい期 5月26日から 9月30日まで	非かんがい期 10月1日から 翌5月15日まで
	内ノ原堰頭首工		0.030 m ³ /s	0.028 m ³ /s

(取水時のゲートの操作)

第9条 かんがい用水の取水を行なうときは、頭首工の水位及び取水量に応じて取水ゲートの開度を調節してするものとする。

(取水量の測定)

第10条 取水量の測定は、取水ゲートの内側に取り付けられた量水標の示度によるものとする。

2 管理者は、取水量の正確を期するため毎年1回量水標地点の流量測定を行ない、その結果に基づいて取水量測定表を補正するものとする。

第3章 点検及び整備に関する事項

(点検及び整備)

第11条 管理者は、堤体、ゲート、ゲートを操作するために必要な機械及び器具、警報、通信連絡及び観測のために必要な設備、管理のために必要な車両及びこれらにこれらの操作のために必要な資材を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行なわなければならない。

(監視)

第12条 管理者は、頭首工及びその周辺について常に監視を行ない、その維持及び保全に支障を及ぼす行為の取締り並びに危険防止に努めなければならない。

第4章 緊急事態における措置に関する事項

第1節 洪水

(洪水警戒体制)

第13条 管理者は、次の各号の1に該当するときは、洪水警戒体制をとらなければならない。

- 一 長野地方気象台から関係地域に対して降雨に関する注意報又は警報が発せられたとき。
- 二 菅平ダムから事前放流の通知があったとき。
- 三 頭首工の水位が取水ゲートの天端を超えることが予想される時。

(洪水警戒体制時の措置)

第14条 管理者は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、職員を呼集してそれぞれ担当部署に配置し、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- 一 関係の気象台、市町村、土地改良区その他の機関との連絡並びに気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密接に行なうこと。
- 二 ゲート並びにゲートの操作に必要な機械及び器具の点検整備、その他頭首工の操作に関し必要な措置をとること。
- 三 常に河川流量及び水位に注意し、頭首工の操作に万全を期すること。

(洪水警戒体制の解除)

第15条 管理者は、頭首工の水位が警戒水位以下となり、再び増水のおそれがないと認められたときは、洪水警戒体制を解除するものとする。

第2節 かんばつ

(かんばつ時の措置)

第16条 管理者は、かんがい期において、頭首工の水位が著しく低下するおそれがあるときは、その水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

第5章 雑 則

(管理日誌)

第17条 管理者は、頭首工管理日誌を備え、次の各号に掲げる事項について記録しなければならない。

- 一 気象(天候、気温、降雨量及び積雪量等)
- 二 水象(水位等)
- 三 頭首工地点における放流量
- 四 かんがい用水取水量
- 五 ゲートの操作の時刻及び開度
- 六 点検及び整備に関する事項
- 七 その他頭首工の管理に関する事項

2 管理者は、毎年12月25日までに当年分の管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。

附 則

この規程は、認可の日(令和〇年〇月〇日長野県上田地域振興局指令〇上田地農整第〇号)から施行する。

議案第7号

長野県神川沿岸土地改良区窪・小西堰頭首工管理規程の制定について

長野県神川沿岸土地改良区 窪・小西堰頭首工管理規程を、次のとおり制定したいので議決を求める。

令和3年3月3日 提出
令和3年3月 日 議決

長野県神川沿岸土地改良区
理事長 小市 邦夫

長野県神川沿岸土地改良区窪・小西堰頭首工管理規程(案)

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規程は、窪・小西堰頭首工(その他の附帯施設を含む。以下同じ。)の維持、操作その他の管理について必要な事項を定めるものとする。

(管理者)

第2条 頭首工管理責任者(以下「管理者」という。)は、この規程に定めるところにより、頭首工を管理するものとする。

(異例の処置)

第3条 管理者は、この規程に定めない事項を処理しようとするときは、あらかじめ長野県神川沿岸土地改良区理事長(以下「理事長」という。)の承認を得なければならない。

ただし、非常事態の発生により緊急に措置を要するものについては、この限りでない。

2 前項ただし書の場合は、事後速やかに理事長に報告するとともに、その後の措置についての指示を受けなければならない。

第2章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項

第1節 水 位

(水位の制限)

第4条 頭首工地点における河川の水位(以下「頭首工の水位」という。)は、計画高水位未満で取水口の天端を上限とし、取水口下端を下限とする。

2 管理者は、前項に規定する水位の範囲内でかんがい用水等の取水を行ない、かつ、河川の流量を努めて恒常的に維持させるものとする。

(水位の基準)

第5条 頭首工の水位は、取水ゲートに取り付けられた水位計の示度によるものとする。

第2節 取 水

(かんがい期)

第6条 毎年5月16日から9月30日までの期間をかんがい期間とする。

(取 水)

第7条 管理者は、かんがい期間において、気象、水象及びかんがいの状況を考慮しつつ受益地の必要な水量を取水するものとする。

(計画取水量)

第8条 頭首工地点からのかんがい用水の取水量は、次に掲げる量を基準とする。

区 分	期 間	しろかき期	普通かんがい期	非かんがい期
		5月16日から 5月25日まで	5月26日から 9月30日まで	10月1日から 翌5月15日まで
窪・小西堰頭首工		0.166 m ³ /s	0.175 m ³ /s	0.048 m ³ /s

(取水時のゲートの操作)

第9条 かんがい用水の取水を行なうときは、頭首工の水位及び取水量に応じて取水ゲートの開度を調節してするものとする。

(取水量の測定)

第10条 取水量の測定は、取水ゲートの内側に取り付けられた量水標の示度によるものとする。

2 管理者は、取水量の正確を期するため毎年1回量水標地点の流量測定を行ない、その結果に基づいて取水量測定表を補正するものとする。

第3章 点検及び整備に関する事項

(点検及び整備)

第11条 管理者は、堤体、ゲート、ゲートを操作するために必要な機械及び器具、警報、通信連絡及び観測のために必要な設備、管理のために必要な車両及びこれらにこれらの操作のために必要な資材を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行なわなければならない。

(監視)

第12条 管理者は、頭首工及びその周辺について常に監視を行ない、その維持及び保全に支障を及ぼす行為の取締り並びに危険防止に努めなければならない。

第4章 緊急事態における措置に関する事項

第1節 洪水

(洪水警戒体制)

第13条 管理者は、次の各号の1に該当するときは、洪水警戒体制をとらなければならない。

- 一 長野地方気象台から関係地域に対して降雨に関する注意報又は警報が発せられたとき。
- 二 菅平ダムから事前放流の通知があったとき。
- 三 頭首工の水位が取水ゲートの天端を超えることが予想される時。

(洪水警戒体制時の措置)

第14条 管理者は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、職員を呼集してそれぞれ担当部署に配置し、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- 一 関係の気象台、市町村、土地改良区その他の機関との連絡並びに気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密接に行なうこと。
- 二 ゲート並びにゲートの操作に必要な機械及び器具の点検整備、その他頭首工の操作に関し必要な措置をとること。
- 三 常に河川流量及び水位に注意し、頭首工の操作に万全を期すること。

(洪水警戒体制の解除)

第15条 管理者は、頭首工の水位が警戒水位以下となり、再び増水のおそれがないと認められたときは、洪水警戒体制を解除するものとする。

第2節 かんばつ

(かんばつ時の措置)

第16条 管理者は、かんがい期において、頭首工の水位が著しく低下するおそれがあるときは、その水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

第5章 雑 則

(管理日誌)

第17条 管理者は、頭首工管理日誌を備え、次の各号に掲げる事項について記録しなければならない。

- 一 気象(天候、気温、降雨量及び積雪量等)
- 二 水象(水位等)
- 三 頭首工地点における放流量
- 四 かんがい用水取水量
- 五 ゲートの操作の時刻及び開度
- 六 点検及び整備に関する事項
- 七 その他頭首工の管理に関する事項

2 管理者は、毎年12月25日までに当年分の管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。

附 則

この規程は、認可の日(令和〇年〇月〇日長野県上田地域振興局指令〇上田地農整第〇号)から施行する。

議案第8号

長野県神川沿岸土地改良区横尾堰頭首工管理規程の制定について

長野県神川沿岸土地改良区 横尾堰頭首工管理規程を、次のとおり制定したいので議決を求めらる。

令和3年3月3日 提出
令和3年3月 日 議決

長野県神川沿岸土地改良区
理事長 小市 邦夫

長野県神川沿岸土地改良区横尾堰頭首工管理規程(案)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、横尾堰頭首工(その他の附帯施設を含む。以下同じ。)の維持、操作その他の管理について必要な事項を定めるものとする。

(管理者)

第2条 頭首工管理責任者(以下「管理者」という。)は、この規程に定めるところにより、頭首工を管理するものとする。

(異例の処置)

第3条 管理者は、この規程に定めない事項を処理しようとするときは、あらかじめ長野県神川沿岸土地改良区理事長(以下「理事長」という。)の承認を得なければならない。

ただし、非常事態の発生により緊急に措置を要するものについては、この限りでない。

2 前項ただし書の場合は、事後速やかに理事長に報告するとともに、その後の措置についての指示を受けなければならない。

第2章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項

第1節 水位

(水位の制限)

第4条 頭首工地点における河川の水位(以下「頭首工の水位」という。)は、計画高水位未満で取水口の天端を上限とし、取水口下端を下限とする。

2 管理者は、前項に規定する水位の範囲内でかんがい用水等の取水を行ない、かつ、河川の流量を努めて恒常的に維持させるものとする。

(水位の基準)

第5条 頭首工の水位は、取水ゲートに取り付けられた水位計の示度によるものとする。

第2節 取水

(かんがい期)

第6条 毎年5月16日から9月25日までの期間をかんがい期間とする。

(取水)

第7条 管理者は、かんがい期間において、気象、水象及びかんがいの状況を考慮しつつ受益地の必要な水量を取水するものとする。

(計画取水量)

第8条 頭首工地点からのかんがい用水の取水量は、次に掲げる量を基準とする。

区分	期間	しろかき期	普通かんがい期	非かんがい期
		5月16日から 5月20日まで	5月21日から 9月25日まで	9月26日から 翌5月15日まで
横尾堰頭首工		0.325 m ³ /s	0.224 m ³ /s	0.058 m ³ /s

(取水時のゲートの操作)

第9条 かんがい用水の取水を行なうときは、頭首工の水位及び取水量に応じて取水ゲートの開度を調節してするものとする。

(取水量の測定)

第10条 取水量の測定は、取水ゲートの内側に取り付けられた量水標の示度によるものとする。

2 管理者は、取水量の正確を期するため毎年1回量水標地点の流量測定を行ない、その結果に基づいて取水量測定表を補正するものとする。

第3章 点検及び整備に関する事項

(点検及び整備)

第11条 管理者は、堤体、ゲート、ゲートを操作するために必要な機械及び器具、警報、通信連絡及び観測のために必要な設備、管理のために必要な車両及びこれらにこれらの操作のために必要な資材を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行なわなければならない。

(監視)

第12条 管理者は、頭首工及びその周辺について常に監視を行ない、その維持及び保全に支障を及ぼす行為の取締り並びに危険防止に努めなければならない。

第4章 緊急事態における措置に関する事項

第1節 洪水

(洪水警戒体制)

第13条 管理者は、次の各号の1に該当するときは、洪水警戒体制をとらなければならない。

- 一 長野地方気象台から関係地域に対して降雨に関する注意報又は警報が発せられたとき。
- 二 菅平ダムから事前放流の通知があったとき。
- 三 頭首工の水位が取水ゲートの天端を超えることが予想される時。

(洪水警戒体制時の措置)

第14条 管理者は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、職員を呼集してそれぞれ担当部署に配置し、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- 一 関係の気象台、市町村、土地改良区その他の機関との連絡並びに気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密接に行なうこと。
- 二 ゲート並びにゲートの操作に必要な機械及び器具の点検整備、その他頭首工の操作に関し必要な措置をとること。
- 三 常に河川流量及び水位に注意し、頭首工の操作に万全を期すること。

(洪水警戒体制の解除)

第15条 管理者は、頭首工の水位が警戒水位以下となり、再び増水のおそれがないと認められたときは、洪水警戒体制を解除するものとする。

第2節 かんばつ

(かんばつ時の措置)

第16条 管理者は、かんがい期において、頭首工の水位が著しく低下するおそれがあるときは、その水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

第5章 雑 則

(管理日誌)

第17条 管理者は、頭首工管理日誌を備え、次の各号に掲げる事項について記録しなければならない。

- 一 気象(天候、気温、降雨量及び積雪量等)
- 二 水象(水位等)
- 三 頭首工地点における放流量
- 四 かんがい用水取水量
- 五 ゲートの操作の時刻及び開度
- 六 点検及び整備に関する事項
- 七 その他頭首工の管理に関する事項

2 管理者は、毎年12月25日までに当年分の管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。

附 則

この規程は、認可の日(令和〇年〇月〇日長野県上田地域振興局指令〇上田地農整第〇号)から施行する。

議案第9号

長野県神川沿岸土地改良区吉田堰頭首工管理規程の制定について

長野県神川沿岸土地改良区 吉田堰頭首工管理規程を、次のとおり制定したいので議決を求めらる。

令和3年3月3日 提出
令和3年3月 日 議決

長野県神川沿岸土地改良区
理事長 小市 邦夫

長野県神川沿岸土地改良区吉田堰頭首工管理規程(案)

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規程は、吉田堰頭首工(その他の附帯施設を含む。以下同じ。)の維持、操作その他の管理について必要な事項を定めるものとする。

(管理者)

第2条 頭首工管理責任者(以下「管理者」という。)は、この規程に定めるところにより、頭首工を管理するものとする。

(異例の処置)

第3条 管理者は、この規程に定めない事項を処理しようとするときは、あらかじめ長野県神川沿岸土地改良区理事長(以下「理事長」という。)の承認を得なければならない。

ただし、非常事態の発生により緊急に措置を要するものについては、この限りでない。

2 前項ただし書の場合は、事後速やかに理事長に報告するとともに、その後の措置についての指示を受けなければならない。

第2章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項

第1節 水 位

(水位の制限)

第4条 頭首工地点における河川の水位(以下「頭首工の水位」という。)は、標高 706.90 メートル(計画高水位)を上限とし、標高 702.40 メートル(取水口下端)を下限とする。

2 管理者は、前項に規定する水位の範囲内でかんがい用水等の取水を行ない、かつ、河川の流量を努めて恒常的に維持させるものとする。

(水位の基準)

第5条 頭首工の水位は、取水ゲートに取り付けられた開度計の示度によるものとする。

第2節 取 水

(かんがい期)

第6条 毎年5月 11 日から9月 30 日までの期間をかんがい期間とする。

(取 水)

第7条 管理者は、かんがい期間において、気象、水象及びかんがいの状況を考慮しつつ受益地の必要な水量を取水するものとする。

(計画取水量)

第8条 頭首工地点からのかんがい用水の取水量は、次に掲げる量を基準とする。

期 間 区 分	5月11日から 5月15日まで	5月16日から 5月25日まで	5月26日から 9月30日まで	10月1日から 翌5月10日まで
吉田堰頭首工	0.444 m ³ /s	1.442 m ³ /s	1.409 m ³ /s	0.444 m ³ /s

(取水時のゲートの操作)

第9条 かんがい用水の取水を行なうときは、頭首工の水位及び取水量に応じて取水ゲートの開度を調節してするものとする。

(取水量の測定)

第10条 取水量の測定は、取水ゲートの内側に取り付けられた量水標の示度によるものとする。

2 管理者は、取水量の正確を期するため毎年1回量水標地点の流量測定を行ない、その結果に基づいて取水量測定表を補正するものとする。

第3章 点検及び整備に関する事項

(点検及び整備)

第11条 管理者は、堤体、ゲート、ゲートを操作するために必要な機械及び器具、警報、通信連絡及び観測のために必要な設備、管理のために必要な車両及びこれらにこれらの操作のために必要な資材を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行なわなければならない。

(監視)

第12条 管理者は、頭首工及びその周辺について常に監視を行ない、その維持及び保全に支障を及ぼす行為の取締り並びに危険防止に努めなければならない。

第4章 緊急事態における措置に関する事項

第1節 洪水

(洪水警戒体制)

第13条 管理者は、次の各号の1に該当するときは、洪水警戒体制をとらなければならない。

- 一 長野地方気象台から関係地域に対して降雨に関する注意報又は警報が発せられたとき。
- 二 菅平ダムから事前放流の通知があったとき。
- 三 頭首工の水位が取水ゲートの天端を超えることが予想される時。

(洪水警戒体制時の措置)

第14条 管理者は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、職員を呼集してそれぞれ担当部署に配置し、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- 一 関係の気象台、市町村、土地改良区その他の機関との連絡並びに気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密接に行なうこと。
- 二 ゲート並びにゲートの操作に必要な機械及び器具の点検整備、その他頭首工の操作に関し必要な措置をとること。
- 三 常に河川流量及び水位に注意し、頭首工の操作に万全を期すること。

(洪水警戒体制の解除)

第15条 管理者は、頭首工の水位が警戒水位以下となり、再び増水のおそれがないと認められたときは、洪水警戒体制を解除するものとする。

第2節 かんばつ

(かんばつ時の措置)

第16条 管理者は、かんがい期において、頭首工の水位が著しく低下するおそれがあるときは、その水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

第5章 雑 則

(管理日誌)

第17条 管理者は、頭首工管理日誌を備え、次の各号に掲げる事項について記録しなければならない。

- 一 気象(天候、気温、降雨量及び積雪量等)
- 二 水象(水位等)
- 三 頭首工地点における放流量
- 四 かんがい用水取水量
- 五 ゲートの操作の時刻及び開度
- 六 点検及び整備に関する事項
- 七 その他頭首工の管理に関する事項

2 管理者は、毎年12月25日までに当年分の管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。

附 則

この規程は、認可の日(令和〇年〇月〇日長野県上田地域振興局指令〇上田地農整第〇号)から施行する。

議案第 10 号

長野県神川沿岸土地改良区堀越堰頭首工管理規程の制定について

長野県神川沿岸土地改良区 堀越堰頭首工管理規程を、次のとおり制定したいので議決を
求める。

令和 3 年 3 月 3 日 提 出
令和 3 年 3 月 日 議 決

長野県神川沿岸土地改良区
理事長 小 市 邦 夫

長野県神川沿岸土地改良区堀越堰頭首工管理規程(案)

第 1 章 総 則

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、堀越堰頭首工(その他の附帯施設を含む。以下同じ。)の維持、操作その他の管理に
ついて必要な事項を定めるものとする。

(管理者)

第 2 条 頭首工管理責任者(以下「管理者」という。)は、この規程に定めるところにより、頭首工を管理する
ものとする。

(異例の処置)

第 3 条 管理者は、この規程に定めない事項を処理しようとするときは、あらかじめ長野県神川沿岸土地改
良区理事長(以下「理事長」という。)の承認を得なければならない。

ただし、非常事態の発生により緊急に措置を要するものについては、この限りでない。

2 前項ただし書の場合は、事後速やかに理事長に報告するとともに、その後の措置についての指示を受
けなければならない。

第 2 章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項

第 1 節 水 位

(水位の制限)

第 4 条 頭首工地点における河川の水位(以下「頭首工の水位」という。)は、計画高水位未満で取水口の
天端を上限とし、取水口下端を下限とする。

2 管理者は、前項に規定する水位の範囲内でかんがい用水等の取水を行ない、かつ、河川の流量を努
めて恒常的に維持させるものとする。

(水位の基準)

第 5 条 頭首工の水位は、取水ゲートに取り付けられた水位計の示度によるものとする。

第 2 節 取 水

(かんがい期)

第 6 条 毎年 5 月 11 日から 9 月 30 日までの期間をかんがい期間とする。

(取 水)

第 7 条 管理者は、かんがい期間において、気象、水象及びかんがいの状況を考慮しつつ受益地の必要
な水量を取水するものとする。

(計画取水量)

第 8 条 頭首工地点からのかんがい用水の取水量は、次に掲げる量を基準とする。

区 分	期 間	しろかき期	普通かんがい期	非かんがい期
		5 月 11 日から 5 月 20 日まで	5 月 21 日から 9 月 30 日まで	10 月 1 日から 翌 5 月 10 日まで
堀越堰頭首工		0.902 m ³ /s	0.686 m ³ /s	0.197 m ³ /s

(取水時のゲートの操作)

第9条 かんがい用水の取水を行なうときは、頭首工の水位及び取水量に応じて取水ゲートの開度を調節してするものとする。

(取水量の測定)

第10条 取水量の測定は、取水ゲートの内側に取り付けられた量水標の示度によるものとする。

2 管理者は、取水量の正確を期するため毎年1回量水標地点の流量測定を行ない、その結果に基づいて取水量測定表を補正するものとする。

第3章 点検及び整備に関する事項

(点検及び整備)

第11条 管理者は、堤体、ゲート、ゲートを操作するために必要な機械及び器具、警報、通信連絡及び観測のために必要な設備、管理のために必要な車両及びこれらにこれらの操作のために必要な資材を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行なわなければならない。

(監視)

第12条 管理者は、頭首工及びその周辺について常に監視を行ない、その維持及び保全に支障を及ぼす行為の取締り並びに危険防止に努めなければならない。

第4章 緊急事態における措置に関する事項

第1節 洪水

(洪水警戒体制)

第13条 管理者は、次の各号の1に該当するときは、洪水警戒体制をとらなければならない。

- 一 長野地方気象台から関係地域に対して降雨に関する注意報又は警報が発せられたとき。
- 二 菅平ダムから事前放流の通知があったとき。
- 三 頭首工の水位が取水ゲートの天端を超えることが予想される時。

(洪水警戒体制時の措置)

第14条 管理者は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、職員を呼集してそれぞれ担当部署に配置し、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- 一 関係の気象台、市町村、土地改良区その他の機関との連絡並びに気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密接に行なうこと。
- 二 ゲート並びにゲートの操作に必要な機械及び器具の点検整備、その他頭首工の操作に関し必要な措置をとること。
- 三 常に河川流量及び水位に注意し、頭首工の操作に万全を期すること。

(洪水警戒体制の解除)

第15条 管理者は、頭首工の水位が警戒水位以下となり、再び増水のおそれがないと認められたときは、洪水警戒体制を解除するものとする。

第2節 かんばつ

(かんばつ時の措置)

第16条 管理者は、かんがい期において、頭首工の水位が著しく低下するおそれがあるときは、その水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

第5章 雑 則

(管理日誌)

第17条 管理者は、頭首工管理日誌を備え、次の各号に掲げる事項について記録しなければならない。

- 一 気象(天候、気温、降雨量及び積雪量等)
- 二 水象(水位等)
- 三 頭首工地点における放流量
- 四 かんがい用水取水量
- 五 ゲートの操作の時刻及び開度
- 六 点検及び整備に関する事項
- 七 その他頭首工の管理に関する事項

2 管理者は、毎年12月25日までに当年分の管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。

附 則

この規程は、認可の日(令和〇年〇月〇日長野県上田地域振興局指令〇上田地農整第〇号)から施行する。

議案第 11 号

長野県神川沿岸土地改良区新屋堰頭首工管理規程の制定について

長野県神川沿岸土地改良区 新屋堰頭首工管理規程を、次のとおり制定したいので議決を
求める。

令和 3 年 3 月 3 日 提 出
令和 3 年 3 月 日 議 決

長野県神川沿岸土地改良区
理事長 小 市 邦 夫

長野県神川沿岸土地改良区新屋堰頭首工管理規程(案)

第 1 章 総 則

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、新屋堰頭首工(その他の附帯施設を含む。以下同じ。)の維持、操作その他の管理に
ついて必要な事項を定めるものとする。

(管理者)

第 2 条 頭首工管理責任者(以下「管理者」という。)は、この規程に定めるところにより、頭首工を管理する
ものとする。

(異例の処置)

第 3 条 管理者は、この規程に定めない事項を処理しようとするときは、あらかじめ長野県神川沿岸土地改
良区理事長(以下「理事長」という。)の承認を得なければならない。

ただし、非常事態の発生により緊急に措置を要するものについては、この限りでない。

2 前項ただし書の場合は、事後速やかに理事長に報告するとともに、その後の措置についての指示を受
けなければならない。

第 2 章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項

第 1 節 水 位

(水位の制限)

第 4 条 頭首工地点における河川の水位(以下「頭首工の水位」という。)は、計画高水位未満で取水口の
天端を上限とし、取水口下端を下限とする。

2 管理者は、前項に規定する水位の範囲内でかんがい用水等の取水を行ない、かつ、河川の流量を努
めて恒常的に維持させるものとする。

(水位の基準)

第 5 条 頭首工の水位は、取水ゲートに取り付けられた水位計の示度によるものとする。

第 2 節 取 水

(かんがい期)

第 6 条 毎年 5 月 11 日から 9 月 30 日までの期間をかんがい期間とする。

(取 水)

第 7 条 管理者は、かんがい期間において、気象、水象及びかんがいの状況を考慮しつつ受益地の必要
な水量を取水するものとする。

(計画取水量)

第 8 条 頭首工地点からのかんがい用水の取水量は、次に掲げる量を基準とする。

区 分	期 間	しろかき期	普通かんがい期	非かんがい期
		5 月 11 日から 5 月 20 日まで	5 月 21 日から 9 月 30 日まで	10 月 1 日から 翌 5 月 10 日まで
新屋堰頭首工		0. 646 m ³ / s	0. 448 m ³ / s	0. 170 m ³ / s

(取水時のゲートの操作)

第9条 かんがい用水の取水を行なうときは、頭首工の水位及び取水量に応じて取水ゲートの開度を調節してするものとする。

(取水量の測定)

第10条 取水量の測定は、取水ゲートの内側に取り付けられた量水標の示度によるものとする。

2 管理者は、取水量の正確を期するため毎年1回量水標地点の流量測定を行ない、その結果に基づいて取水量測定表を補正するものとする。

第3章 点検及び整備に関する事項

(点検及び整備)

第11条 管理者は、堤体、ゲート、ゲートを操作するために必要な機械及び器具、警報、通信連絡及び観測のために必要な設備、管理のために必要な車両及びこれらにこれらの操作のために必要な資材を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行なわなければならない。

(監視)

第12条 管理者は、頭首工及びその周辺について常に監視を行ない、その維持及び保全に支障を及ぼす行為の取締り並びに危険防止に努めなければならない。

第4章 緊急事態における措置に関する事項

第1節 洪水

(洪水警戒体制)

第13条 管理者は、次の各号の1に該当するときは、洪水警戒体制をとらなければならない。

- 一 長野地方気象台から関係地域に対して降雨に関する注意報又は警報が発せられたとき。
- 二 菅平ダムから事前放流の通知があったとき。
- 三 頭首工の水位が取水ゲートの天端を超えることが予想される時。

(洪水警戒体制時の措置)

第14条 管理者は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、職員を呼集してそれぞれ担当部署に配置し、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- 一 関係の気象台、市町村、土地改良区その他の機関との連絡並びに気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密接に行なうこと。
- 二 ゲート並びにゲートの操作に必要な機械及び器具の点検整備、その他頭首工の操作に関し必要な措置をとること。
- 三 常に河川流量及び水位に注意し、頭首工の操作に万全を期すること。

(洪水警戒体制の解除)

第15条 管理者は、頭首工の水位が警戒水位以下となり、再び増水のおそれがないと認められたときは、洪水警戒体制を解除するものとする。

第2節 かんばつ

(かんばつ時の措置)

第16条 管理者は、かんがい期において、頭首工の水位が著しく低下するおそれがあるときは、その水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

第5章 雑 則

(管理日誌)

第17条 管理者は、頭首工管理日誌を備え、次の各号に掲げる事項について記録しなければならない。

- 一 気象(天候、気温、降雨量及び積雪量等)
- 二 水象(水位等)
- 三 頭首工地点における放流量
- 四 かんがい用水取水量
- 五 ゲートの操作の時刻及び開度
- 六 点検及び整備に関する事項
- 七 その他頭首工の管理に関する事項

2 管理者は、毎年12月25日までに当年分の管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。

附 則

この規程は、認可の日(令和〇年〇月〇日長野県上田地域振興局指令〇上田地農整第〇号)から施行する。

議案第 12 号

長野県神川沿岸土地改良区林之郷堰頭首工管理規程の制定について

長野県神川沿岸土地改良区 林之郷堰頭首工管理規程を、次のとおり制定したいので議決を求める。

令和 3 年 3 月 3 日 提 出
令和 3 年 3 月 日 議 決

長野県神川沿岸土地改良区
理事長 小 市 邦 夫

長野県神川沿岸土地改良区林之郷堰頭首工管理規程(案)

第 1 章 総 則

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、林之郷堰頭首工(その他の附帯施設を含む。以下同じ。)の維持、操作その他の管理について必要な事項を定めるものとする。

(管理者)

第 2 条 頭首工管理責任者(以下「管理者」という。)は、この規程に定めるところにより、頭首工を管理するものとする。

(異例の処置)

第 3 条 管理者は、この規程に定めない事項を処理しようとするときは、あらかじめ長野県神川沿岸土地改良区理事長(以下「理事長」という。)の承認を得なければならない。

ただし、非常事態の発生により緊急に措置を要するものについては、この限りでない。

2 前項ただし書の場合は、事後速やかに理事長に報告するとともに、その後の措置についての指示を受けなければならない。

第 2 章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項

第 1 節 水 位

(水位の制限)

第 4 条 頭首工地点における河川の水位(以下「頭首工の水位」という。)は、計画高水位未満で取水口の天端を上限とし、取水口下端を下限とする。

2 管理者は、前項に規定する水位の範囲内でかんがい用水等の取水を行ない、かつ、河川の流量を努めて恒常的に維持させるものとする。

(水位の基準)

第 5 条 頭首工の水位は、取水ゲートに取り付けられた水位計の示度によるものとする。

第 2 節 取 水

(かんがい期)

第 6 条 毎年 5 月 16 日から 9 月 25 日までの期間をかんがい期間とする。

(取 水)

第 7 条 管理者は、かんがい期間において、気象、水象及びかんがいの状況を考慮しつつ受益地の必要な水量を取水するものとする。

(計画取水量)

第 8 条 頭首工地点からのかんがい用水の取水量は、次に掲げる量を基準とする。

区 分	期 間	しろかき期 5 月 16 日から 5 月 20 日まで	普通かんがい期 5 月 21 日から 9 月 25 日まで	非かんがい期 9 月 26 日から 翌 5 月 15 日まで
	林之郷堰頭首工		0. 337 m ³ / s	0. 230 m ³ / s

(取水時のゲートの操作)

第9条 かんがい用水の取水を行なうときは、頭首工の水位及び取水量に応じて取水ゲートの開度を調節してするものとする。

(取水量の測定)

第10条 取水量の測定は、取水ゲートの内側に取り付けられた量水標の示度によるものとする。

2 管理者は、取水量の正確を期するため毎年1回量水標地点の流量測定を行ない、その結果に基づいて取水量測定表を補正するものとする。

第3章 点検及び整備に関する事項

(点検及び整備)

第11条 管理者は、堤体、ゲート、ゲートを操作するために必要な機械及び器具、警報、通信連絡及び観測のために必要な設備、管理のために必要な車両及びこれらにこれらの操作のために必要な資材を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行なわなければならない。

(監視)

第12条 管理者は、頭首工及びその周辺について常に監視を行ない、その維持及び保全に支障を及ぼす行為の取締り並びに危険防止に努めなければならない。

第4章 緊急事態における措置に関する事項

第1節 洪水

(洪水警戒体制)

第13条 管理者は、次の各号の1に該当するときは、洪水警戒体制をとらなければならない。

- 一 長野地方気象台から関係地域に対して降雨に関する注意報又は警報が発せられたとき。
- 二 菅平ダムから事前放流の通知があったとき。
- 三 頭首工の水位が取水ゲートの天端を超えることが予想される時。

(洪水警戒体制時の措置)

第14条 管理者は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、職員を呼集してそれぞれ担当部署に配置し、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- 一 関係の気象台、市町村、土地改良区その他の機関との連絡並びに気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密接に行なうこと。
- 二 ゲート並びにゲートの操作に必要な機械及び器具の点検整備、その他頭首工の操作に関し必要な措置をとること。
- 三 常に河川流量及び水位に注意し、頭首工の操作に万全を期すること。

(洪水警戒体制の解除)

第15条 管理者は、頭首工の水位が警戒水位以下となり、再び増水のおそれがないと認められたときは、洪水警戒体制を解除するものとする。

第2節 かんばつ

(かんばつ時の措置)

第16条 管理者は、かんがい期において、頭首工の水位が著しく低下するおそれがあるときは、その水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

第5章 雑 則

(管理日誌)

第17条 管理者は、頭首工管理日誌を備え、次の各号に掲げる事項について記録しなければならない。

- 一 気象(天候、気温、降雨量及び積雪量等)
- 二 水象(水位等)
- 三 頭首工地点における放流量
- 四 かんがい用水取水量
- 五 ゲートの操作の時刻及び開度
- 六 点検及び整備に関する事項
- 七 その他頭首工の管理に関する事項

2 管理者は、毎年12月25日までに当年分の管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。

附 則

この規程は、認可の日(令和〇年〇月〇日長野県上田地域振興局指令〇上田地農整第〇号)から施行する。

議案第 13 号

長野県神川沿岸土地改良区岩門堰頭首工管理規程の制定について

長野県神川沿岸土地改良区 岩門堰頭首工管理規程を、次のとおり制定したいので議決を求めらる。

令和 3 年 3 月 3 日 提 出
令和 3 年 3 月 日 議 決

長野県神川沿岸土地改良区
理事長 小 市 邦 夫

長野県神川沿岸土地改良区岩門堰頭首工管理規程(案)

第 1 章 総 則

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、岩門堰頭首工(その他の附帯施設を含む。以下同じ。)の維持、操作その他の管理について必要な事項を定めるものとする。

(管理者)

第 2 条 頭首工管理責任者(以下「管理者」という。)は、この規程に定めるところにより、頭首工を管理するものとする。

(異例の処置)

第 3 条 管理者は、この規程に定めない事項を処理しようとするときは、あらかじめ長野県神川沿岸土地改良区理事長(以下「理事長」という。)の承認を得なければならない。

ただし、非常事態の発生により緊急に措置を要するものについては、この限りでない。

2 前項ただし書の場合は、事後速やかに理事長に報告するとともに、その後の措置についての指示を受けなければならない。

第 2 章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項

第 1 節 水 位

(水位の制限)

第 4 条 頭首工地点における河川の水位(以下「頭首工の水位」という。)は、計画高水位未満で取水口の天端を上限とし、取水口下端を下限とする。

2 管理者は、前項に規定する水位の範囲内でかんがい用水等の取水を行ない、かつ、河川の流量を努めて恒常的に維持させるものとする。

(水位の基準)

第 5 条 頭首工の水位は、取水ゲートに取り付けられた水位計の示度によるものとする。

第 2 節 取 水

(かんがい期)

第 6 条 毎年 5 月 16 日から 9 月 25 日までの期間をかんがい期間とする。

(取 水)

第 7 条 管理者は、かんがい期間において、気象、水象及びかんがいの状況を考慮しつつ受益地の必要な水量を取水するものとする。

(計画取水量)

第 8 条 頭首工地点からのかんがい用水の取水量は、次に掲げる量を基準とする。

区 分	期 間	しろかき期 5 月 16 日から 5 月 20 日まで	普通かんがい期 5 月 21 日から 9 月 25 日まで	非かんがい期 9 月 26 日から 翌 5 月 15 日まで
	岩門堰頭首工		0. 363 m ³ / s	0. 205 m ³ / s

(取水時のゲートの操作)

第9条 かんがい用水の取水を行なうときは、頭首工の水位及び取水量に応じて取水ゲートの開度を調節してするものとする。

(取水量の測定)

第10条 取水量の測定は、取水ゲートの内側に取り付けられた量水標の示度によるものとする。

2 管理者は、取水量の正確を期するため毎年1回量水標地点の流量測定を行ない、その結果に基づいて取水量測定表を補正するものとする。

第3章 点検及び整備に関する事項

(点検及び整備)

第11条 管理者は、堤体、ゲート、ゲートを操作するために必要な機械及び器具、警報、通信連絡及び観測のために必要な設備、管理のために必要な車両及びこれらにこれらの操作のために必要な資材を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行なわなければならない。

(監視)

第12条 管理者は、頭首工及びその周辺について常に監視を行ない、その維持及び保全に支障を及ぼす行為の取締り並びに危険防止に努めなければならない。

第4章 緊急事態における措置に関する事項

第1節 洪水

(洪水警戒体制)

第13条 管理者は、次の各号の1に該当するときは、洪水警戒体制をとらなければならない。

- 一 長野地方気象台から関係地域に対して降雨に関する注意報又は警報が発せられたとき。
- 二 菅平ダムから事前放流の通知があったとき。
- 三 頭首工の水位が取水ゲートの天端を超えることが予想される時。

(洪水警戒体制時の措置)

第14条 管理者は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、職員を呼集してそれぞれ担当部署に配置し、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- 一 関係の気象台、市町村、土地改良区その他の機関との連絡並びに気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密接に行なうこと。
- 二 ゲート並びにゲートの操作に必要な機械及び器具の点検整備、その他頭首工の操作に関し必要な措置をとること。
- 三 常に河川流量及び水位に注意し、頭首工の操作に万全を期すること。

(洪水警戒体制の解除)

第15条 管理者は、頭首工の水位が警戒水位以下となり、再び増水のおそれがないと認められたときは、洪水警戒体制を解除するものとする。

第2節 かんばつ

(かんばつ時の措置)

第16条 管理者は、かんがい期において、頭首工の水位が著しく低下するおそれがあるときは、その水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

第5章 雑 則

(管理日誌)

第17条 管理者は、頭首工管理日誌を備え、次の各号に掲げる事項について記録しなければならない。

- 一 気象(天候、気温、降雨量及び積雪量等)
- 二 水象(水位等)
- 三 頭首工地点における放流量
- 四 かんがい用水取水量
- 五 ゲートの操作の時刻及び開度
- 六 点検及び整備に関する事項
- 七 その他頭首工の管理に関する事項

2 管理者は、毎年12月25日までに当年分の管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。

附 則

この規程は、認可の日(令和〇年〇月〇日長野県上田地域振興局指令〇上田地農整第〇号)から施行する。

議案第 14 号

長野県神川沿岸土地改良区大屋堰頭首工管理規程の制定について

長野県神川沿岸土地改良区 大屋堰頭首工管理規程を、次のとおり制定したいので議決を
求める。

令和 3 年 3 月 3 日 提 出
令和 3 年 3 月 日 議 決

長野県神川沿岸土地改良区
理事長 小 市 邦 夫

長野県神川沿岸土地改良区大屋堰頭首工管理規程(案)

第 1 章 総 則

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、大屋堰頭首工(その他の附帯施設を含む。以下同じ。)の維持、操作その他の管理に
ついて必要な事項を定めるものとする。

(管理者)

第 2 条 頭首工管理責任者(以下「管理者」という。)は、この規程に定めるところにより、頭首工を管理する
ものとする。

(異例の処置)

第 3 条 管理者は、この規程に定めない事項を処理しようとするときは、あらかじめ長野県神川沿岸土地改
良区理事長(以下「理事長」という。)の承認を得なければならない。

ただし、非常事態の発生により緊急に措置を要するものについては、この限りでない。

2 前項ただし書の場合は、事後速やかに理事長に報告するとともに、その後の措置についての指示を受
けなければならない。

第 2 章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項

第 1 節 水 位

(水位の制限)

第 4 条 頭首工地点における河川の水位(以下「頭首工の水位」という。)は、計画高水位未満で取水口の
天端を上限とし、取水口下端を下限とする。

2 管理者は、前項に規定する水位の範囲内でかんがい用水等の取水を行ない、かつ、河川の流量を努
めて恒常的に維持させるものとする。

(水位の基準)

第 5 条 頭首工の水位は、取水ゲートに取り付けられた水位計の示度によるものとする。

第 2 節 取 水

(かんがい期)

第 6 条 毎年 5 月 16 日から 9 月 25 日までの期間をかんがい期間とする。

(取 水)

第 7 条 管理者は、かんがい期間において、気象、水象及びかんがいの状況を考慮しつつ受益地の必要
な水量を取水するものとする。

(計画取水量)

第 8 条 頭首工地点からのかんがい用水の取水量は、次に掲げる量を基準とする。

区 分	期 間	しろかき期	普通かんがい期	非かんがい期
		5 月 16 日から 5 月 20 日まで	5 月 21 日から 9 月 25 日まで	9 月 26 日から 翌 5 月 15 日まで
大屋堰頭首工		0.381 m ³ /s	0.295 m ³ /s	0.088 m ³ /s

(取水時のゲートの操作)

第9条 かんがい用水の取水を行なうときは、頭首工の水位及び取水量に応じて取水ゲートの開度を調節してするものとする。

(取水量の測定)

第10条 取水量の測定は、取水ゲートの内側に取り付けられた量水標の示度によるものとする。

2 管理者は、取水量の正確を期するため毎年1回量水標地点の流量測定を行ない、その結果に基づいて取水量測定表を補正するものとする。

第3章 点検及び整備に関する事項

(点検及び整備)

第11条 管理者は、堤体、ゲート、ゲートを操作するために必要な機械及び器具、警報、通信連絡及び観測のために必要な設備、管理のために必要な車両及びこれらにこれらの操作のために必要な資材を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行なわなければならない。

(監視)

第12条 管理者は、頭首工及びその周辺について常に監視を行ない、その維持及び保全に支障を及ぼす行為の取締り並びに危険防止に努めなければならない。

第4章 緊急事態における措置に関する事項

第1節 洪水

(洪水警戒体制)

第13条 管理者は、次の各号の1に該当するときは、洪水警戒体制をとらなければならない。

- 一 長野地方気象台から関係地域に対して降雨に関する注意報又は警報が発せられたとき。
- 二 菅平ダムから事前放流の通知があったとき。
- 三 頭首工の水位が取水ゲートの天端を超えることが予想される時。

(洪水警戒体制時の措置)

第14条 管理者は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、職員を呼集してそれぞれ担当部署に配置し、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- 一 関係の気象台、市町村、土地改良区その他の機関との連絡並びに気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密接に行なうこと。
- 二 ゲート並びにゲートの操作に必要な機械及び器具の点検整備、その他頭首工の操作に関し必要な措置をとること。
- 三 常に河川流量及び水位に注意し、頭首工の操作に万全を期すること。

(洪水警戒体制の解除)

第15条 管理者は、頭首工の水位が警戒水位以下となり、再び増水のおそれがないと認められたときは、洪水警戒体制を解除するものとする。

第2節 かんばつ

(かんばつ時の措置)

第16条 管理者は、かんがい期において、頭首工の水位が著しく低下するおそれがあるときは、その水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

第5章 雑 則

(管理日誌)

第17条 管理者は、頭首工管理日誌を備え、次の各号に掲げる事項について記録しなければならない。

- 一 気象(天候、気温、降雨量及び積雪量等)
- 二 水象(水位等)
- 三 頭首工地点における放流量
- 四 かんがい用水取水量
- 五 ゲートの操作の時刻及び開度
- 六 点検及び整備に関する事項
- 七 その他頭首工の管理に関する事項

2 管理者は、毎年12月25日までに当年分の管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。

附 則

この規程は、認可の日(令和〇年〇月〇日長野県上田地域振興局指令〇上田地農整第〇号)から施行する。

議案第 15 号

長野県神川沿岸土地改良区常田堰頭首工管理規程の制定について

長野県神川沿岸土地改良区 常田堰頭首工管理規程を、次のとおり制定したいので議決を
求める。

令和 3 年 3 月 3 日 提 出
令和 3 年 3 月 日 議 決

長野県神川沿岸土地改良区
理事長 小 市 邦 夫

長野県神川沿岸土地改良区常田堰頭首工管理規程(案)

第 1 章 総 則

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、常田堰頭首工(その他の附帯施設を含む。以下同じ。)の維持、操作その他の管理に
ついて必要な事項を定めるものとする。

(管理者)

第 2 条 頭首工管理責任者(以下「管理者」という。)は、この規程に定めるところにより、頭首工を管理する
ものとする。

(異例の処置)

第 3 条 管理者は、この規程に定めない事項を処理しようとするときは、あらかじめ長野県神川沿岸土地改
良区理事長(以下「理事長」という。)の承認を得なければならない。

ただし、非常事態の発生により緊急に措置を要するものについては、この限りでない。

2 前項ただし書の場合は、事後速やかに理事長に報告するとともに、その後の措置についての指示を受
けなければならない。

第 2 章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項

第 1 節 水 位

(水位の制限)

第 4 条 頭首工地点における河川の水位(以下「頭首工の水位」という。)は、計画高水位未満で取水口の
天端を上限とし、取水口下端を下限とする。

2 管理者は、前項に規定する水位の範囲内でかんがい用水等の取水を行ない、かつ、河川の流量を努
めて恒常的に維持させるものとする。

(水位の基準)

第 5 条 頭首工の水位は、取水ゲートに取り付けられた水位計の示度によるものとする。

第 2 節 取 水

(かんがい期)

第 6 条 毎年 5 月 16 日から 9 月 30 日までの期間をかんがい期間とする。

(取 水)

第 7 条 管理者は、かんがい期間において、気象、水象及びかんがいの状況を考慮しつつ受益地の必要
な水量を取水するものとする。

(計画取水量)

第 8 条 頭首工地点からのかんがい用水の取水量は、次に掲げる量を基準とする。

区 分	期 間	しろかき期	普通かんがい期	非かんがい期
		5 月 16 日から 5 月 25 日まで	5 月 26 日から 9 月 30 日まで	10 月 1 日から 翌 5 月 15 日まで
常田堰頭首工		0.280 m ³ /s	0.275 m ³ /s	0.032 m ³ /s

(取水時のゲートの操作)

第9条 かんがい用水の取水を行なうときは、頭首工の水位及び取水量に応じて取水ゲートの開度を調節してするものとする。

(取水量の測定)

第10条 取水量の測定は、取水ゲートの内側に取り付けられた量水標の示度によるものとする。

2 管理者は、取水量の正確を期するため毎年1回量水標地点の流量測定を行ない、その結果に基づいて取水量測定表を補正するものとする。

第3章 点検及び整備に関する事項

(点検及び整備)

第11条 管理者は堤体、ゲート、ゲートを操作するために必要な機械及び器具、警報、通信連絡及び観測のために必要な設備、管理のために必要な車両及びこれらにこれらの操作のために必要な資材を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行なわなければならない。

(監視)

第12条 管理者は、頭首工及びその周辺について常に監視を行ない、その維持及び保全に支障を及ぼす行為の取締り並びに危険防止に努めなければならない。

第4章 緊急事態における措置に関する事項

第1節 洪水

(洪水警戒体制)

第13条 管理者は、次の各号の1に該当するときは、洪水警戒体制をとらなければならない。

- 一 長野地方気象台から関係地域に対して降雨に関する注意報又は警報が発せられたとき。
- 二 菅平ダムから事前放流の通知があったとき。
- 三 頭首工の水位が取水ゲートの天端を超えることが予想される時。

(洪水警戒体制時の措置)

第14条 管理者は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、職員を呼集してそれぞれ担当部署に配置し、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- 一 関係の気象台、市町村、土地改良区その他の機関との連絡並びに気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密接に行なうこと。
- 二 ゲート並びにゲートの操作に必要な機械及び器具の点検整備、その他頭首工の操作に関し必要な措置をとること。
- 三 常に河川流量及び水位に注意し、頭首工の操作に万全を期すること。

(洪水警戒体制の解除)

第15条 管理者は、頭首工の水位が警戒水位以下となり、再び増水のおそれがないと認められたときは、洪水警戒体制を解除するものとする。

第2節 かんばつ

(かんばつ時の措置)

第16条 管理者は、かんがい期において、頭首工の水位が著しく低下するおそれがあるときは、その水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

第5章 雑 則

(管理日誌)

第17条 管理者は、頭首工管理日誌を備え、次の各号に掲げる事項について記録しなければならない。

- 一 気象(天候、気温、降雨量及び積雪量等)
- 二 水象(水位等)
- 三 頭首工地点における放流量
- 四 かんがい用水取水量
- 五 ゲートの操作の時刻及び開度
- 六 点検及び整備に関する事項
- 七 その他頭首工の管理に関する事項

2 管理者は、毎年12月25日までに当年分の管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。

附 則

この規程は、認可の日(令和〇年〇月〇日長野県上田地域振興局指令〇上田地農整第〇号)から施行する。

議案第 16 号

長野県神川沿岸土地改良区岩下堰頭首工管理規程の制定について

長野県神川沿岸土地改良区 岩下堰頭首工管理規程を、次のとおり制定したいので議決を求めらる。

令和 3 年 3 月 3 日 提 出
令和 3 年 3 月 日 議 決

長野県神川沿岸土地改良区
理事長 小 市 邦 夫

長野県神川沿岸土地改良区岩下堰頭首工管理規程(案)

第 1 章 総 則

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、岩下堰頭首工(その他の附帯施設を含む。以下同じ。)の維持、操作その他の管理について必要な事項を定めるものとする。

(管理者)

第 2 条 頭首工管理責任者(以下「管理者」という。)は、この規程に定めるところにより、頭首工を管理するものとする。

(異例の処置)

第 3 条 管理者は、この規程に定めない事項を処理しようとするときは、あらかじめ長野県神川沿岸土地改良区理事長(以下「理事長」という。)の承認を得なければならない。

ただし、非常事態の発生により緊急に措置を要するものについては、この限りでない。

2 前項ただし書の場合は、事後速やかに理事長に報告するとともに、その後の措置についての指示を受けなければならない。

第 2 章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項

第 1 節 水 位

(水位の制限)

第 4 条 頭首工地点における河川の水位(以下「頭首工の水位」という。)は、計画高水位未満で取水口の天端を上限とし、取水口下端を下限とする。

2 管理者は、前項に規定する水位の範囲内でかんがい用水等の取水を行ない、かつ、河川の流量を努めて恒常的に維持させるものとする。

(水位の基準)

第 5 条 頭首工の水位は、取水ゲートに取り付けられた水位計の示度によるものとする。

第 2 節 取 水

(かんがい期)

第 6 条 毎年 5 月 16 日から 9 月 25 日までの期間をかんがい期間とする。

(取 水)

第 7 条 管理者は、かんがい期間において、気象、水象及びかんがいの状況を考慮しつつ受益地の必要な水量を取水するものとする。

(計画取水量)

第 8 条 頭首工地点からのかんがい用水の取水量は、次に掲げる量を基準とする。

区 分	期 間	しろかき期	普通かんがい期	非かんがい期
		5 月 16 日から 5 月 20 日まで	5 月 21 日から 9 月 25 日まで	9 月 26 日から 翌 5 月 15 日まで
岩下堰頭首工		0. 112 m ³ / s	0. 087 m ³ / s	0. 025 m ³ / s

(取水時のゲートの操作)

第9条 かんがい用水の取水を行なうときは、頭首工の水位及び取水量に応じて取水ゲートの開度を調節してするものとする。

(取水量の測定)

第10条 取水量の測定は、取水ゲートの内側に取り付けられた量水標の示度によるものとする。

2 管理者は、取水量の正確を期するため毎年1回量水標地点の流量測定を行ない、その結果に基づいて取水量測定表を補正するものとする。

第3章 点検及び整備に関する事項

(点検及び整備)

第11条 管理者は、堤体、ゲート、ゲートを操作するために必要な機械及び器具、警報、通信連絡及び観測のために必要な設備、管理のために必要な車両及びこれらにこれらの操作のために必要な資材を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行なわなければならない。

(監視)

第12条 管理者は、頭首工及びその周辺について常に監視を行ない、その維持及び保全に支障を及ぼす行為の取締り並びに危険防止に努めなければならない。

第4章 緊急事態における措置に関する事項

第1節 洪水

(洪水警戒体制)

第13条 管理者は、次の各号の1に該当するときは、洪水警戒体制をとらなければならない。

- 一 長野地方気象台から関係地域に対して降雨に関する注意報又は警報が発せられたとき。
- 二 菅平ダムから事前放流の通知があったとき。
- 三 頭首工の水位が取水ゲートの天端を超えることが予想される時。

(洪水警戒体制時の措置)

第14条 管理者は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、職員を呼集してそれぞれ担当部署に配置し、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- 一 関係の気象台、市町村、土地改良区その他の機関との連絡並びに気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密接に行なうこと。
- 二 ゲート並びにゲートの操作に必要な機械及び器具の点検整備、その他頭首工の操作に関し必要な措置をとること。
- 三 常に河川流量及び水位に注意し、頭首工の操作に万全を期すること。

(洪水警戒体制の解除)

第15条 管理者は、頭首工の水位が警戒水位以下となり、再び増水のおそれがないと認められたときは、洪水警戒体制を解除するものとする。

第2節 かんばつ

(かんばつ時の措置)

第16条 管理者は、かんがい期において、頭首工の水位が著しく低下するおそれがあるときは、その水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

第5章 雑 則

(管理日誌)

第17条 管理者は、頭首工管理日誌を備え、次の各号に掲げる事項について記録しなければならない。

- 一 気象(天候、気温、降雨量及び積雪量等)
- 二 水象(水位等)
- 三 頭首工地点における放流量
- 四 かんがい用水取水量
- 五 ゲートの操作の時刻及び開度
- 六 点検及び整備に関する事項
- 七 その他頭首工の管理に関する事項

2 管理者は、毎年12月25日までに当年分の管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。

附 則

この規程は、認可の日(令和〇年〇月〇日長野県上田地域振興局指令〇上田地農整第〇号)から施行する。

長野県神川沿岸土地改良区久保堰頭首工管理規程の制定について

長野県神川沿岸土地改良区 久保堰頭首工管理規程を、次のとおり制定したいので議決を
求める。

令和 3 年 3 月 3 日 提 出
令和 3 年 3 月 日 議 決

長野県神川沿岸土地改良区
理事長 小 市 邦 夫

長野県神川沿岸土地改良区久保堰頭首工管理規程(案)

第 1 章 総 則

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、久保堰頭首工(その他の附帯施設を含む。以下同じ。)の維持、操作その他の管理に
ついて必要な事項を定めるものとする。

(管理者)

第 2 条 頭首工管理責任者(以下「管理者」という。)は、この規程に定めるところにより、頭首工を管理する
ものとする。

(異例の処置)

第 3 条 管理者は、この規程に定めない事項を処理しようとするときは、あらかじめ長野県神川沿岸土地改
良区理事長(以下「理事長」という。)の承認を得なければならない。

ただし、非常事態の発生により緊急に措置を要するものについては、この限りでない。

2 前項ただし書の場合は、事後速やかに理事長に報告するとともに、その後の措置についての指示を受
けなければならない。

第 2 章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項

第 1 節 水 位

(水位の制限)

第 4 条 頭首工地点における河川の水位(以下「頭首工の水位」という。)は、計画高水位未満で取水口の
天端を上限とし、取水口下端を下限とする。

2 管理者は、前項に規定する水位の範囲内でかんがい用水等の取水を行ない、かつ、河川の流量を努
めて恒常的に維持させるものとする。

(水位の基準)

第 5 条 頭首工の水位は、取水ゲートに取り付けられた水位計の示度によるものとする。

第 2 節 取 水

(かんがい期)

第 6 条 毎年 5 月 16 日から 9 月 25 日までの期間をかんがい期間とする。

(取 水)

第 7 条 管理者は、かんがい期間において、気象、水象及びかんがいの状況を考慮しつつ受益地の必要
な水量を取水するものとする。

(計画取水量)

第 8 条 頭首工地点からのかんがい用水の取水量は、次に掲げる量を基準とする。

区 分	期 間	しろかき期 5 月 16 日から 5 月 20 日まで	普通かんがい期 5 月 21 日から 9 月 25 日まで	非かんがい期 9 月 26 日から 翌 5 月 15 日まで
	久保堰頭首工		0.057 m ³ /s	0.051 m ³ /s

(取水時のゲートの操作)

第9条 かんがい用水の取水を行なうときは、頭首工の水位及び取水量に応じて取水ゲートの開度を調節してするものとする。

(取水量の測定)

第10条 取水量の測定は、取水ゲートの内側に取り付けられた量水標の示度によるものとする。

2 管理者は、取水量の正確を期するため毎年1回量水標地点の流量測定を行ない、その結果に基づいて取水量測定表を補正するものとする。

第3章 点検及び整備に関する事項

(点検及び整備)

第11条 管理者は、堤体、ゲート、ゲートを操作するために必要な機械及び器具、警報、通信連絡及び観測のために必要な設備、管理のために必要な車両及びこれらにこれらの操作のために必要な資材を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行なわなければならない。

(監視)

第12条 管理者は、頭首工及びその周辺について常に監視を行ない、その維持及び保全に支障を及ぼす行為の取締り並びに危険防止に努めなければならない。

第4章 緊急事態における措置に関する事項

第1節 洪水

(洪水警戒体制)

第13条 管理者は、次の各号の1に該当するときは、洪水警戒体制をとらなければならない。

- 一 長野地方気象台から関係地域に対して降雨に関する注意報又は警報が発せられたとき。
- 二 菅平ダムから事前放流の通知があったとき。
- 三 頭首工の水位が取水ゲートの天端を超えることが予想される時。

(洪水警戒体制時の措置)

第14条 管理者は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、職員を呼集してそれぞれ担当部署に配置し、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- 一 関係の気象台、市町村、土地改良区その他の機関との連絡並びに気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密接に行なうこと。
- 二 ゲート並びにゲートの操作に必要な機械及び器具の点検整備、その他頭首工の操作に関し必要な措置をとること。
- 三 常に河川流量及び水位に注意し、頭首工の操作に万全を期すること。

(洪水警戒体制の解除)

第15条 管理者は、頭首工の水位が警戒水位以下となり、再び増水のおそれがないと認められたときは、洪水警戒体制を解除するものとする。

第2節 かんばつ

(かんばつ時の措置)

第16条 管理者は、かんがい期において、頭首工の水位が著しく低下するおそれがあるときは、その水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

第5章 雑 則

(管理日誌)

第17条 管理者は、頭首工管理日誌を備え、次の各号に掲げる事項について記録しなければならない。

- 一 気象(天候、気温、降雨量及び積雪量等)
- 二 水象(水位等)
- 三 頭首工地点における放流量
- 四 かんがい用水取水量
- 五 ゲートの操作の時刻及び開度
- 六 点検及び整備に関する事項
- 七 その他頭首工の管理に関する事項

2 管理者は、毎年12月25日までに当年分の管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。

附 則

この規程は、認可の日(令和〇年〇月〇日長野県上田地域振興局指令〇上田地農整第〇号)から施行する。

議案第 18 号

土地改良財産の譲受について

土地改良法第 94 条の 10 第 1 項及び土地改良財産の管理等に関する規則第 21 条の規定に基づき、県営土地改良事業により造成された土地改良施設を、譲受することについて議決を求める。

令和 3 年 3 月 3 日 提 出

令和 3 年 3 月 日 議 決

長野県神川沿岸土地改良区

理事長 小 市 邦 夫

別紙「土地改良財産台帳」のとおり

県営かんがい排水事業 神川左岸地区

土地改良財産台帳

上田地域振興局
(上田市・東御市)

1 概要

事業の種類		県営かんがい排水事業		地区名：神川左岸地区		索引番号	
採択年月日	平成 21 年 3 月 31 日			本地区は一級河川神川の左岸より取水し上田市・東御市の二市にまたがる総延長13.8kmの幹線水路で、県営かんがい排水事業によって昭和44年より造成され昭和49年に完成し、神川沿岸土地改良区において維持管理されている。その後、基幹水利施設補修事業(H10～H15)や、土地改良区の単独事業によって、顕著な漏水のあった区間等について漏水防止工事等を行っているが、山腹を走る暗渠構造(HPφ400～900)のため、その維持管理に苦慮している状況である。施設直上には開発された住宅地も存在しており、施設の安全を確保することが緊急の課題となっており、本事業により施設機能診断を実施し、この結果に応じた機能保全対策を実施する必要がある。			
着工年月日	平成 22 年 2 月 3 日			事業の沿革			
竣工年月日	令和 2 年 1 月 21 日			異動年月日			
事業費(H30時点)	337,500千円	地域名	上田市、東御市	(当初)	(変更)	工 作 物 の 概 要	
国	337,500千円	上田市、東御市	受益面積	田	117.0 ha	管路工(FRPM管、VU管、管更生等) L=3,760m	
県	168,750千円			畑	320.0 ha		
地元(市)	168,750千円			その他			
計	675,000千円			計	437.0 ha		
土地	区 分	実 測 面 積 (㎡)	公 簿 面 積 (㎡)	価 格 (円)			
異動年月日							
県有地							
県有地上権							
異動年月日							
県有地							
県有地上権							
水利権	異動年月日	水利権者名	河川法の許可期間		水 量		
	(当初)						
管理委託	受託者名	所在地	委託年月日	平成 年 月 日 (第 号)			
与	譲受者名	神川沿岸土地改良区 理事長 小市 邦夫	譲与年月日	令和 年 月 日 (第 号)			
	譲与の条件						

2 工 作 物

地区名：神川左岸地区

種 目	種 類	竣工年度	所 在	構 造 及 び 規 模	数 量	価 格	備 考
管路工	用水管	平成21年度	東御市祢津	更生管(反転工法)φ500	203m	17,871,000 円	姫子沢工区管路その1工事 (株)守谷商会 工期：H22.2.3~H23.4.23 完了日：H22.4.14
管路工	用水管	平成22年度	東御市和~祢津	VU管φ500	1010m	55,827,510 円	東御工区管路その1工事 千曲建設工業(株) 工期：H22.10.5~H23.3.30 完了日：H23.3.25
管路工	用水管	平成22年度	上田市真田町長~殿 城	継手補修バンドφ900	36箇所	8,967,000 円	上田工区管路その1工事 (株)浜村建工 工期：H22.12.1~H23.2.10 完了日：H23.1.26
管路工	土留工	平成23年度	東御市祢津	フトン籠 L=62m	1箇所	3,654,000 円	東御工区付帯工事 (有)和輝総業 工期：H23.6.30~H23.8.22 完了日：H23.8.25
管路工	用水管	平成23年度	上田市真田町本原	更生管(反転工法)φ900	454m	145,446,000 円	上田工区管路その2工事 北澤土建(株) 工期：H23.10.18~H24.3.23 完了日：H24.3.19
管路工	用水管	平成24年度	上田市殿城	FRPM管φ900	332m	39,754,907 円	上田工区管路その3工事 千曲建設工業(株) 工期：H24.11.12~H25.3.27 完了日：H25.3.26
管路工	用水管	平成25年度	上田市真田町本原	FRPM管φ900	413m	65,142,000 円	赤井サイフォンその2工事 大廣建設(株) 工期：H25.8.23~H26.3.24 完了日：H26.3.19
管路工	用水管	平成25年度	上田市真田町本原	FRPM管φ900	162m	33,292,429 円	赤井サイフォンその3工事 上田土木工業(株) 工期：H25.8.12~H26.3.24 完了日：H26.3.20
管路工	用水管	平成26年度	上田市殿城	FRPM管φ700	398m	45,186,786 円	岩清水工区管路工事 千曲建設工業(株) 工期：H26.9.17~H27.3.25 完了日：H27.3.18

2 工 作 物

地区名：神川左岸地区

種 目	種 類	竣工年度	所 在	構 造 及 び 規 模	数 量	価 格	備 考
管路工	用水管	平成27年度	上田市殿城	FRPM管φ900	174m	29,855,366 円	矢沢工区管路工事 (有)小林商会 工期：H27.9.8～H28.3.10 完了日：H28.3.10
管路工	用水管	平成28年度	上田市真田町長、 殿城	FRPM管φ900	314m	54,529,200 円	熊久保・矢沢工区管路工事 北澤土建(株) 工期：H28.10.4～H29.3.29 完了日：H29.3.22
管路工	用水管	平成29年度	上田市殿城	更生管(反転工法)φ900、600	232m	77,392,800 円	岩清水下流工区管路工事 北澤土建(株) 工期：H29.9.1～H30.3.23 完了日：H30.3.20
管路工	用水管	平成30年度	上田市真田町長	ダクタイル鋳鉄管φ800	68m	32,994,000 円	横沢工区管路工事 (株)小山産業 工期：H30.10.2～H31.4.26 完了日：H31.4.3
管路工	付帯工	令和元年度 (H30繰越)	上田市殿城	継手補修	1式	3,402,463 円	稲倉工区付帯工事 (有)和興開発 工期：R元.10.8～R2.1.31 完了日：R2.1.15
合 計					3760m	613,315,461 円	

3 土地関係

地区名：神川左岸地区

種目	種類	所在(地番)	地目	権利の種類	所有権以外の権利の場合		表面積	公積	簿積	価	取得原因	取得年月日	登記年月日
					権利設定者の住所氏名	権利の存続期間							
水路	幹線用水路	上田市真田町長小別当4933-76 (分筆前の元4933-1)	原野	地上権	上田市真田町長 5131 坂口 巖		7.79	317	4,611	管水路 埋設	H30.8.2	H30.8.15	
水路	幹線用水路	上田市真田町長小別当4933-77 (分筆前の元4933-3)	山林	地上権	上田市真田町長 5159 坂口 正幸		10.86	155	6,429	管水路 埋設	H30.8.27	H30.9.4	
	計						18.65		11,040				

令和3年度 主な事業計画（案）について

令和3年度長野県神川沿岸土地改良区の主な事業計画を、次のとおり議決を求める。

令和3年3月3日 提出

令和3年3月 日 議決

長野県神川沿岸土地改良区

理事長 小 市 邦 夫

令和3年度 主な事業

(単位：千円)

業務名	項目	事業費	財源内訳			備考
			国・県	市	改良区	
県営かんがい排水事業	菅平地区	補助分 358,575	国 170,750	上田市 14,289	13,788	()内は 全体事業費
		(420,000) (2,150,000)	県 153,356	東御市 6,392		
〃	上記のうち 小水力発電 施設のみ	105,000	国 50,000 県 44,907	上田市 4,184 東御市 1,872	4,037	上記の内書き
県単農業農村 基盤整備事業	新屋堰地区	4,000	県 1,600	上田市 2,000	400	水門 N=2基
県単農業農村 基盤整備事業	大屋堰地区	5,000	県 2,000	上田市 2,500	500	水路改修工事 L=8m
合 計		367,575	327,706	25,181	14,688	

令和3年度 賦課金の賦課基準及び賦課徴収（案）について

令和3年度賦課金の賦課基準及び賦課徴収の方法は、次のとおり議決を求める。

令和3年3月3日 提出

令和3年3月 日 議決

長野県神川沿岸土地改良区

理事長 小 市 邦 夫

記

1 賦課基準

(1) 経常賦課金10アール当たり 1,000 円

(2) 特別賦課金10アール当たり

・ ダム維持管理費 1,000 円

・ 左岸幹線水路水門維持管理費 600 円

・ 吉田堰水門維持管理費 300 円

※ ただし、受益農地の合計面積が100㎡未満の組合員等には賦課しない。

2 賦課基準日 令和 3年 4月 1日

3 賦課徴収期限及び賦課金額

(1) 徴 収 期 限 令和 3年 6月 30日

(2) 徴 収 金 額 25,138 千円 (経常費・ダム費・左岸水路費・吉田堰費)

令和3年度 現金の預入先指定（案）について

令和3年度における、長野県神川沿岸土地改良区の現金の預入先を、次のとおり指定したいので議決を求める。

令和3年3月3日 提出

令和3年3月 日 議決

長野県神川沿岸土地改良区

理事長 小 市 邦 夫

記

- 1 信州うえだ農業協同組合 本所
- 2 信州うえだ農業協同組合 真田支所
- 3 八十二銀行 上田支店
- 4 上田信用金庫 本店営業店
- 5 長野県信用組合 神科支店
- 6 ゆうちょ銀行 ○五九店

令和3年度 一般会計歳入歳出予算（案）について

令和3年度 長野県神川沿岸土地改良区一般会計歳入歳出予算は、次のとおり議決を求める。

令和3年3月3日 提出

令和3年3月 日 議決

長野県神川沿岸土地改良区

理事長 小市 邦夫

歳 入 歳 出 総 括 表

1. 歳入の部

(単位：千円)

科 目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較		附 記
			増	減	
1. 組合費	25,138	25,715		577	賦課金
2. 補助金	11,100	14,844		3,744	長野県・上田市・東御市
3. 分担金	900	1,100		200	県単事業地元分担金
4. 繰入金	13,791	15,967		2,176	農転特別会計
5. 雑収入	352	352			所有地賃借料他
6. 過年度収入	100	100			
7. 交付金	9,456	9,312	144		県企業局
8. 繰越金	10,063	7,410	2,653		
歳 入 合 計	70,900	74,800		3,900	

2. 歳出の部

(単位：千円)

科 目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較		附 記
			増	減	
1. 事務費	15,006	15,039		33	
2. 選挙費	34	2,032		1,998	総代選挙
3. 事務所費	410	380	30		
4. 財産費	2,976	2,976			水門維持管理積立繰出金
5. 負担金及び分担金	13,888	18,009		4,121	県営かんがい排水事業他
6. 維持管理費	32,883	34,561		1,678	ダム管理費負担金他
7. 諸支出金	703	803		100	役員選任
8. 次年度繰越金	4,000	0	4,000		
9. 予備費	1,000	1,000			
歳 出 合 計	70,900	74,800		3,900	

一 般 会 計 歳 入 歳 出 予 算 説 明 書

1. 歳入の部

(単位：千円)

款 項	科 目 目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較		附 記
				増	減	
1.	組合費	25,138	25,715		577	
	1. 賦課金	25,138	25,715		577	
	1. 経常賦課金	11,286	11,544		258	
	2. 特別賦課金	13,852	14,171		319	ダム費 10,737千円 吉田堰水門管理費 779千円 左岸水門管理費 2,336千円
2.	補助金	11,100	14,844		3,744	
	1. 補助金	11,100	14,844		3,744	
	1. 県補助金	3,600	4,400		800	県単農業農村基盤整備事業 (大屋堰地区・新屋堰地区)
	2. 市経常補助金	3,000	3,000			上田市 2,000千円 東御市 1,000千円
	3. 市事業補助金	4,500	7,444		2,944	上田市 4,500千円 東御市 0千円
3.	分担金	900	1,100		200	
	1. 分担金	900	1,100		200	
	1. 分担金	900	1,100		200	県単事業
4.	繰入金	13,791	15,967		2,176	
	1. 繰入金	13,791	15,967		2,176	
	1. 農地転用決済金 会計繰入金	13,788	15,965		2,177	県営菅平ダムかんばい事業
	2. 左岸幹線水路管理 組合繰入金	1	1			
	3. 吉田堰管理組合 繰入金	1	1			
	4. 職員退職給与金 会計繰入金	1	0	1		
5.	雑収入	352	352			
	1. 雑収入	352	352			
	1. 加入金	1	1			
	2. 預金利子	1	1			
	3. 賦課金督促手数料 及び延滞金	50	50			
	4. その他収入	300	300			賃借料等
6.	過年度収入	100	100			
	1. 未収賦課金	100	100			
	1. 未収賦課金	100	100			過年度未収金
7.	交付金	9,456	9,312	144		
	1. 県交付金	9,456	9,312	144		
	1. 水門管理交付金	9,456	9,312	144		長野県企業局
8.	繰越金	10,063	7,410	2,653		
	1. 繰越金	10,063	7,410	2,653		
	1. 繰越金	10,063	7,410	2,653		
歳 入 合 計		70,900	74,800		3,900	

2. 歳出の部

(単位：千円)

科 目		本年度 予算額	前年度 予算額	比 較		附 記
款	項 目			増	減	
1.	事務費	15,006	15,039		33	
1.	事務費	13,183	13,216		33	
	1. 役員報酬	1,060	1,060			理事・監事15人
	2. 給与及び賃金	6,440	6,670		230	職員3人他
	3. 旅 費	70	70			職員・役員等
	4. 諸手当	1,430	1,200	230		職員3人
	5. 総代手当	486	486			総代81人
	6. 実費弁償費	850	850			理事・監事・堰組合長・滞納整理
	7. 備品費	300	300			パソコン周辺機器 書類収納ラック
	8. 消耗品費	200	150	50		事務用品 公用車タイヤ交換
	9. 印刷費	550	350	200		区報・封筒・定款規約規程集
	10. 通信運搬費	300	300			通知書・区報・電話等
	11. 理事長交際費	60	60			慶弔費
	12. 役員会議費	50	50			
	13. 食糧費	20	20			
	14. 情報宣伝費	20	20			
	15. 研修及び厚生費	70	50	20		
	16. 委託料	727	1,030		303	賦課・会計システム保守 ・HP維持管理・記念誌発行
	17. 雑費	100	100			
	18. 燃料費	50	50			公用車ガソリン代
	19. 使用料	400	400			コピー機・複式ソフトリース料 セキュリティ対策機器リース他
	20. 職員退職金	1	0	1		
2.	諸 費	1,320	1,320			
	1. 年金及び保険料	1,320	1,320			職員3人 賠償、損害保険料 公用車
3.	総代会費	503	503			
	1. 会議費	10	10			
	2. 実費弁償費	203	203			総代81人×@2,500円×1回
	3. 消耗品費	20	20			
	4. 印刷費	200	200			総代会資料
	5. 通信運搬費	50	50			資料送付
	6. 雑 費	20	20			

科 目		本年度 予算額	前年度 予算額	比 較		附 記
款	項 目			増	減	
	2. 選挙費	34	2,032		1,998	
	1. 総代選挙費	34	2,032		1,998	
	1. 報酬	1	502		501	投票管理者 選挙長 立会人
	2. 職員手当	1	1,020		1,019	投・開票所事務従事者外
	3. 旅 費	1	10		9	
	4. 需用費	20	200		180	消耗品 印刷製本費
	5. 役務費	10	250		240	通信運搬費
	6. 使用料及び賃借料	1	50		49	会場使用料
	3. 事務所費	410	380	30		
	1. 管理費	410	380	30		
	1. 賃借料	10	10			
	2. 修繕料	150	120	30		車検料
	3. 光熱費	250	250			事務所経費負担金
	4. 財産費	2,976	2,976			
	1. 退職給与金繰出金	50	50			
	1. 退職給与金繰出金	50	50			
	2. 維持管理費繰出金	2,925	2,925			
	1. 左岸幹線繰出金	2,192	2,192			
	2. 吉田堰繰出金	733	733			
	3 転用決済金繰出金	1	1			
	1. 転用決済金繰出金	1	1			
	5. 負担金及び分担金	13,888	18,009		4,121	
	1. 負担金	100	100			
	1. 諸負担金	100	100			保険協会3 損保27 土連40
	2. 分担金	13,788	17,909		4,121	
	1. 事業分担金	13,788	17,909		4,121	県営かんがい排水事業

科 目		本年度 予算額	前年度 予算額	比 較		附 記
款	項 目			増	減	
6.	維持管理費	32,883	34,561		1,678	
	1. 管理費	31,883	33,561		1,678	
	1. 菅平ダム 管理費負担金	13,533	13,211	322		県企業局
	2. 水門管理費	4,050	4,050			各堰組合交付金
	3. 水路等補修費	5,000	4,000	1,000		左岸幹線用水漏水対策・災害復旧
	4. 工事請負費	9,000	12,000		3,000	県単事業 大屋堰地区・新屋堰地区
	5. 消耗品費	200	200			
	6. 役務費	100	100			
	2. 委託料	1,000	1,000			
	1. 委託料	1,000	1,000			土地改良事業設計等委託料
7.	諸支出金	703	803		100	
	1. 手数料	350	350			
	1. 賦課金徴収手数料	350	350			総代 賦課金通知書配付手数料他
	2. 雑支出金	353	453		100	
	1. 事業推進費	250	350		100	理事・監事・総代打合せ会他
	2. 賦課金徴収促進費	63	63			
	3. 雑支出	40	40			
8.	繰越金	4,000	0	4,000		
	1. 次年度繰越金	4,000	0	4,000		
	1. 次年度繰越金	4,000	0	4,000		
9.	予備費	1,000	1,000			
	1. 予備費	1,000	1,000			
	1. 予備費	1,000	1,000			
歳 出 合 計		70,900	74,800		3,900	

※ 8. 繰越金については、予算額を超えて決算となりますが、単に翌年度への振替えのため補正予算案は提出しないので御理解をお願いします。（複式会計では義務化されます）

議案第23号

令和3年度 農地転用決済金特別会計歳入歳出予算（案）について

令和3年度 長野県神川沿岸土地改良区農地転用決済金特別会計歳入歳出予算は、次のとおり議決を求める。

令和3年3月3日 提出

令和3年3月 日 議決

長野県神川沿岸土地改良区

理事長 小市 邦夫

歳 入 歳 出 予 算 書

1. 歳入の部

(単位：千円)

科 目		本年度 予算額	前年度 予算額	比 較		附 記
款 項	目			増	減	
1.	決済金	1,000	1,000			
	1. 決済金	1,000	1,000			
	1. 農地転用決済金	1,000	1,000			
2.	繰入金	1	1			
	1. 繰入金	1	1			
	1. 一般会計繰入金	1	1			
3.	雑収入	10	10			
	1. 雑収入	10	10			
	1. 預金利子他	10	10			
4.	繰越金	53,689	55,401		1,712	
	1. 繰越金	53,689	55,401		1,712	
	1. 前年度繰越金	53,689	55,401		1,712	
歳 入 合 計		54,700	56,412		1,712	

2. 歳出の部

(単位：千円)

科 目		本年度 予算額	前年度 予算額	比 較		附 記
款 項	目			増	減	
1.	繰出金	13,788	15,965		2,177	
	1. 繰出金	13,788	15,965		2,177	
	1. 一般会計繰出金	13,788	15,965		2,177	県管かんがい排水事業改良区負担分
2.	予備費	40,912	40,447	465		
	1. 予備費	40,912	40,447	465		
	1. 予備費	40,912	40,447	465		
歳 出 合 計		54,700	56,412		1,712	

令和3年度 職員退職給与金特別会計歳入歳出予算（案）について

令和3年度 長野県神川沿岸土地改良区職員退職給与金特別会計歳入歳出予算は、次のとおり議決を求める。

令和3年3月3日 提出

令和3年3月 日 議決

長野県神川沿岸土地改良区

理事長 小市 邦夫

歳 入 歳 出 予 算 書

1. 歳入の部

(単位：千円)

款 項	科 目 目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較		附 記
				増	減	
1.	繰入金	50	50			
	1. 繰入金	50	50			
	1. 一般会計繰入金	50	50			
2.	繰越金	750	700	50		
	1. 繰越金	750	700	50		
	1. 前年度繰越金	750	700	50		
	歳 入 合 計	800	750	50		

2. 歳出の部

(単位：千円)

款 項	科 目 目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較		附 記
				増	減	
1.	一般会計繰出金	1	0	1		
	1. 一般会計繰出金	1	0	1		
	1. 一般会計繰出金	1	0	1		
2.	退職給与金	799	750	49		
	1. 退職給与金	799	750	49		
	1. 職員退職給与金	799	750	49		
	歳 出 合 計	800	750	50		

令和3年度 左岸幹線水路並びに吉田堰水門維持管理費積立金
特別会計歳入歳出予算（案）について

令和3年度 長野県神川沿岸土地改良区左岸幹線水路並びに吉田堰水門維持管理費積立金特別会計歳入歳出予算は、次のとおり議決を求める。

令和3年3月3日 提出

令和3年3月 日 議決

長野県神川沿岸土地改良区

理事長 小市 邦夫

歳 入 歳 出 予 算 書

1. 歳入の部

(単位：千円)

科 目		本年度 予算額	前年度 予算額	比 較		附 記
款 項	目			増	減	
1. 繰入金		2,925	2,925			
1. 繰入金		2,925	2,925			
	1. 一般会計繰入金左岸	2,192	2,192			左岸幹線水路
	2. 一般会計繰入金吉田	733	733			吉田堰
2. 繰越金		17,475	14,625	2,850		
1. 繰越金		17,475	14,625	2,850		
	1. 前年度繰越金 左岸	8,083	5,945	2,138		左岸幹線水路
	2. 前年度繰越金 吉田	9,392	8,680	712		吉田堰
歳 入 合 計		20,400	17,550	2,850		

2. 歳出の部

(単位：千円)

科 目		本年度 予算額	前年度 予算額	比 較		附 記
款 項	目			増	減	
1. 繰出金		2	2			
1. 繰出金		2	2			
	1. 一般会計繰出金左岸	1	1			
	2. 一般会計繰出金吉田	1	1			
2. 維持管理費		20,398	17,548	2,850		
1. 管理費		20,398	17,548	2,850		
	1. 左岸幹線水門管理費	10,246	8,136	2,110		左岸水路運営協議会
	2. 吉田堰水門管理費	10,152	9,412	740		吉田堰管理組合
歳 出 合 計		20,400	17,550	2,850		

【参考資料】

令和3年度 一般会計収支予算（案）総括表

I 収 入

(単位：千円)

科 目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較		附 記
			増	減	
1 土地改良事業収入	27,039	27,816		777	
2 附帯事業収入	300	300			
3 特定資産運用収入	10	10			
4 補助金等収入	11,100	14,844		3,744	
5 業務受託料収入	9,456	9,312	144		
6 雑収入	151	151			
7 特定資産取崩収入	13,791	15,967		2,176	
8 繰越金	10,063	7,410	2,653		
収入合計	71,910	75,810		3,900	

II 支 出

(単位：千円)

科 目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較		附 記
			増	減	
1 土地改良事業費支出	32,993	36,615		3,622	
2 一般管理費支出	16,143	18,244		2,101	
3 土地改良事業負担金支出	13,788	15,965		2,177	
4 特定資産積立支出	3,986	3,986			
5 繰越金	4,000	0	4,000		
6 予備費	1,000	1,000			
支出合計	71,910	75,810		3,900	

収支予算説明書

収 入

(単位：千円)

科 目		本年度 予算額	前年度 予算額	比 較		附 記
				増	減	
1	土地改良事業収入	27,039	27,816		777	
1	經常賦課金収入	11,286	11,544		258	
1	經常賦課金	11,286	11,544		258	
2	特別賦課金収入	13,852	14,171		319	
1	特別賦課金	13,852	14,171		319	
3	加入金収入	1	1			
1	加入金	1	1			
4	転用決済金収入	1,000	1,000			
1	転用決済金収入	1,000	1,000			
5	負担金収入	900	1,100		200	
1	県単農業農村基盤整備事業分 担金	900	1,100		200	
2	附帯事業収入	300	300			
1	他目的使用料収入	300	300			
1	他目的使用料	300	300			
3	特定資産運用収入	10	10			
1	特定資産利息収入	10	10			
1	特定資産利息収入	10	10			
4	補助金等収入	11,100	14,844		3,744	
1	補助金収入	3,600	4,400		800	
1	県単農業農村基盤整備事業補 助金	3,600	4,400		800	
2	助成金等収入	7,500	10,444		2,944	
1	市經常補助金	3,000	3,000			
2	県単農業農村基盤整備事業市 (嵩上) 補助金	4,500	5,500		1,000	
3	適正化事業市補助金	0	1,944		1,944	

(単位：千円)

科 目		本年度 予算額	前年度 予算額	比 較		附 記
款	項 目			増	減	
5	業務受託料収入	9,456	9,312	144		
	1 土地改良施設操作受託料収入	9,456	9,312	144		
	1 水門管理操作受託収入	9,456	9,312	144		
6	雑収入	151	151			
	1 受取利息配当金収入	1	1			
	1 受取利息	1	1			
	2 過年度収入	100	100			
	1 過年度収入	100	100			
	3 過怠金収入	50	50			
	1 過怠金収入	50	50			
7	特定資産取崩収入	13,791	15,967		2,176	
	1 職員退職給付引当積立資産取崩収入	1	0	1		
	1 職員退職給付引当積立資産取崩収入	1	0	1		
	2 転用決済金積立資産取崩収入	13,788	15,965		2,177	
	1 転用決済金積立資産取崩収入	13,788	15,965		2,177	
	3 施設更新積立資産取崩収入	2	2			
	1 水門維持管理費積立資産取崩収入	2	2			
8	繰越金	10,063	7,410	2,653		
	1 前年度繰越金	10,063	7,410	2,653		
	1 前年度繰越金	10,063	7,410	2,653		
収入合計		71,910	75,810		3,900	

収支予算説明書
支 出

(単位：千円)

科 目		本年度 予算額	前年度 予算額	比 較		附 記
				増	減	
款	項 目					
1	土地改良事業費支出	32,993	36,615		3,622	
	1 維持管理費支出	23,843	22,521	1,322		
	1 旅費交通費	70	70			
	2 消耗什器備品費	50	50			
	3 支払手数料	100	100			
	4 水路等補修費	5,000	4,000	1,000		
	5 支払負担金等	17,583	17,261	322		
	6 業務委託費	1,000	1,000			
	7 雑費	40	40			
	2 適正化事業拠出金支出	0	1,944		1,944	
	1 適正化事業拠出金	0	1,944		1,944	
	3 県単農業農村基盤整備事業	9,150	12,150		3,000	
	1 工事請負費	9,000	12,000		3,000	
	2 消耗什器備品費	150	150			
2	一般管理費支出	16,143	18,244		2,101	
	1 運営事務費支出	15,883	17,984		2,101	
	1 役員報酬	1,060	1,060			
	2 給料手当	6,630	6,780		150	
	3 臨時雇賃金	200	200			
	4 賞与支払	1,040	890	150		
	5 実費弁償費	850	850			
	6 福利厚生費	1,258	1,238	20		
	7 交際費	60	60			
	8 その他会議費	70	70			
	9 通信運搬費	300	300			

(単位：千円)

科 目		本年度 予算額	前年度 予算額	比 較		附 記
款	項 目			増	減	
	10	消耗什器備品費	500	450	50	
	11	印刷製本費	550	350	200	
	12	支払手数料	350	350		
	13	支払保険料	50	50		
	14	情報宣伝費	20	20		
	15	支払負担金等	232	232		
	16	業務委託費	726	1,030		304
	17	使用料及び賃借料	400	400		
	18	事業推進費	250	350		100
	19	燃料費	50	50		
	20	修繕費	100	70	30	
	21	賦課金徴収促進費	63	63		
	22	雑費	100	100		
	23	職員退職給与金	1	0	1	
	24	選挙費	34	2,032		1,998
	25	総代会費	989	989		
	2	事務所費支出	260	260		
	1	水道光熱費	250	250		
	2	賃借料	10	10		
3		土地改良事業負担金支出	13,788	15,965		2,177
	1	都道府県営事業分担金支出	13,788	15,965		2,177
	1	県営かんがい排水事業（菅平地区）分担金	13,788	15,965		2,177

(単位：千円)

科 目		本年度 予算額	前年度 予算額	比 較		附 記
款 項	目			増	減	
4	特定資産積立支出	3,986	3,986			
	1 職員退職給付引当積立資産積立支出	50	50			
	1 職員退職給付引当積立資産積立支出	50	50			
	2 転用決済金積立資産積立支出	1,011	1,011			
	1 転用決済金積立資産積立支出	1,011	1,011			
	3 施設更新積立資産積立支出	2,925	2,925			
	1 水門維持管理費積立資産積立支出	2,925	2,925			
5	繰越金	4,000	0	4,000		
	1 次年度繰越金	4,000	0	4,000		
	1 次年度繰越金	4,000	0	4,000		
6	予備費	1,000	1,000			
	1 予備費	1,000	1,000			
	1 予備費	1,000	1,000			
支 出 合 計		71,910	75,810		3,900	

※5. 繰越金については、予算額を超えて決算となりますが、単に翌年度への振替えのため
補正予算案は提出しないので御理解をお願いします。（複式会計では義務化されます）

メ モ

A series of 25 horizontal dashed lines for writing.